

美しい丹波



(緑条例ガイドライン)

平成 15 年 10 月

兵庫県丹波県民局
(財)丹波の森協会

目 次

I	丹波の森構想と緑条例	1
II	ゾーニング	2
III	ガイドライン策定の目的と緑条例の手続き	3
	1. 開発行為の事前協議	4
	2. 住民主体のまちづくり	5
IV	ガイドライン	
	(一覧表)	7
	さとの区域	8
	まちの区域	26
	歴史的な町の区域	33
	森を生かす区域、森を守る区域	45
V	参考資料	
	丹波の空間特性	59
	丹波の山々	66
	丹波の歴史的な町	69
	集落の構造	72
	丹波に適した樹木	75

I 丹波の森構想と緑条例

丹波の新しい地域づくりは「丹波の森宣言」（昭和 63 年 9 月）から始まりました。この宣言は、地域住民が発意し、地域の 21,616 世帯が同意・署名してまとめられたもので、丹波全域を「丹波の森」に象徴させて、人と自然と文化が調和するアメニティ豊かな地域づくりを目指しています。

<丹波の森宣言>

丹波の自然と文化は、現在及び将来にわたる住民共有の財産であって、これを維持発展させることは私たちに課せられた重大な責務です。

今、私たちはこの責務を強く自覚し、お互いに力を合わせ、自然や文化を大切にしながら、これらを生かした「丹波の森」づくりを次のように進めることを宣言します。

- 1 丹波の健全な発展をそこなうような自然破壊は行わず、森を大切に守り育てます。
- 2 丹波の自然景観を大切に、花と緑の美しい地域づくりを進めます。
- 3 丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切に、個性豊かな地域文化を育てます。
- 4 丹波の素朴さと人情を大切に、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めます。

同年の 11 月には丹波の森協会が任意団体として設立され、そして平成元年 3 月には、丹波の森宣言を実現するための指針として「丹波の森構想」が策定されました。この構想では、丹波全域を「丹波の森」と位置づけ、緑豊かな自然や伝統文化など、地域の特性や資源を生かしながら、人と自然と文化・産業の調和した地域づくりを住民、事業者、行政が一体となって推進することとしています。

その後、丹波の森協会は平成 2 年に財団法人化され、平成 8 年には丹波の森公園を開苑するなど、丹波の森づくりを推進するための体制が整えられました。

平成 13 年 2 月には、地域ビジョン「みんなで丹波の森」が策定され、市民参画による地域づくりが、より一層、進められています。

～丹波の森構想のコンセプト～



兵庫県は、平成 6 年 3 月に、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）を制定しました。この条例は、

- ①適正な土地利用の推進
- ②森林等の保全と緑化の推進
- ③優れた景観の形成

を図ることで、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現を目指しています。

丹波地域では、丹波の森構想の理念に基づいた地域空間づくりを図っていくため、平成 6 年 9 月に緑条例の地域指定を受け、環境形成区域と地域環境形成基準を定めました。そして、平成 7 年度から、これらの基準等に基づいて開発行為の規制誘導等を行ってきました。

平成 15 年 10 月には、無秩序な市街地の形成やミニ開発の進行等の地域課題に対応できるよう、環境形成区域と地域環境形成基準の変更を行ったところ です。

II ゾーニング

丹波の土地利用は、大きく5つの類型に分けることができます。その区域区分の基本的な考え方とそれぞれの区域の整備方針は次のとおりです。

1. 森を守る区域

地域の面積の75%を占める山地は、丹波を形づくっている母なる森林です。この山地森林のうち、特に保全する必要が高い区域を「森を守る区域」に指定し、資源林としての活用を図りながら、水源涵養や防災、風景形成等の観点から保全を図っていきます。

2. 森を生かす区域

山地森林の区域のうち、山裾で傾斜が比較的緩やかな区域（傾斜度が20度以下の区域）を「森を生かす区域」に指定し、丹波の森構想で謳われている森との語らいの場として、新しい里山づくりを進めながら、レクリエーション施設、交流施設等の誘導を図ります。

3. さとの区域

平地には、農村集落と農地が形づくる田園風景が広がっています。しかし、この区域に無秩序な開発（市街地のスプロール）が進行しており、このままでは丹波らしい田園風景や地域環境の喪失が懸念されます。このため、今後とも田園としての環境を保持していく区域を「さとの区域」に指定して開発を規制するとともに、農業振興を図りながら丹波らしい「さと」づくりを進めます。

4. まちの区域

既成市街地のうち、次の「歴史的な町の区域」を除く区域を「まちの区域」に指定します。また、今後、開発を誘導して、商工業施設や住宅地といった都市的機能の集積を図る区域についても「まちの区域」に指定し、計画的なまちづくりを進めていきます。

5. 歴史的な町の区域

既成市街地のうち、かつての城下町、宿場町等の区域で、今後、歴史的町並みや文化的な資源を活用したまちづくりを進める区域を「歴史的な町の区域」に指定します。

ゾーニングの考え方

土地利用の現状

平 地		山 地
旧市街地	新市街地 田園区域 (スプロール)	森林区域



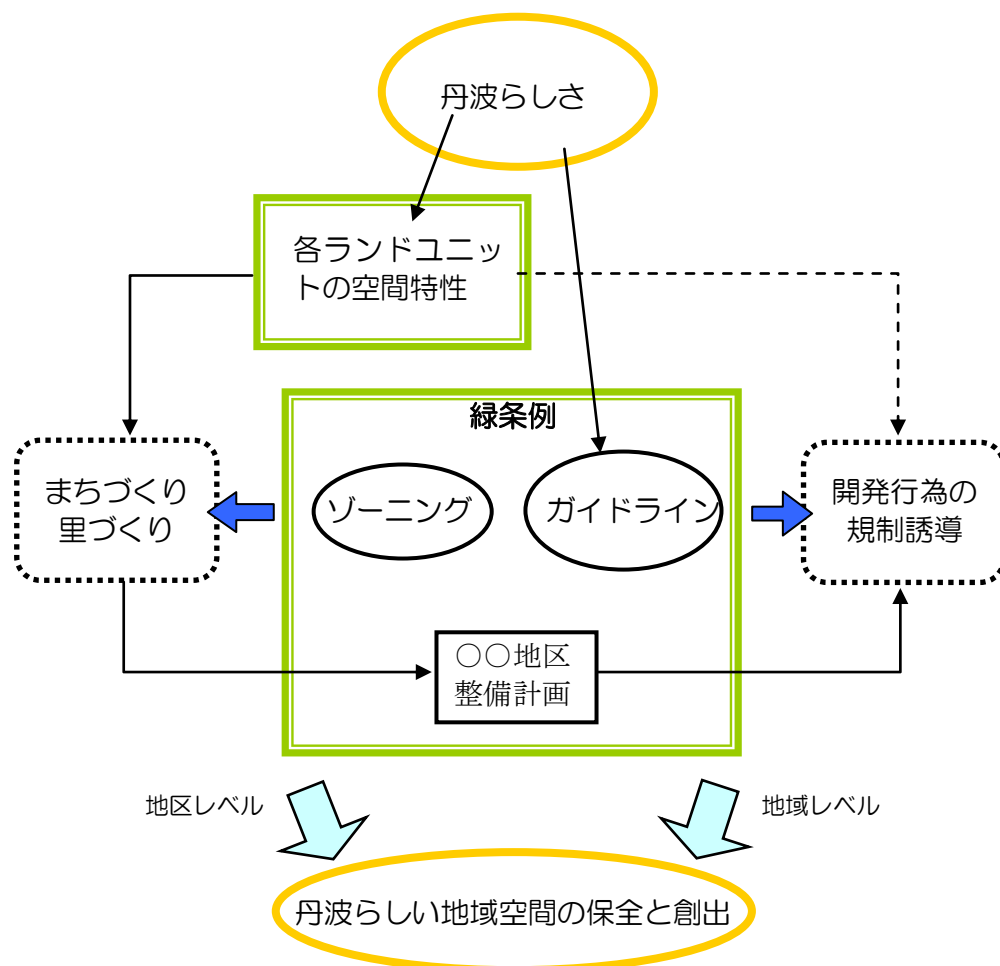
ゾーニングと区域整備方針

歴史的な町の区域	まちの区域	さとの区域	森を生かす区域	森を守る区域
歴史・文化資源を活用してまちづくり	開発を誘導して計画的に市街地を整備	集落と農地が形成する田園環境を保全	レクリエーション施設・交流施設等の誘導	保安林や資源林として森林を保全

Ⅲ ガイドライン策定の目的と緑条例の手続き

このガイドラインは、ゾーニングで定めた5つの区域ごとに「丹波らしい空間づくりの基本原則」をまとめたものです。

自治会やまちづくり協議会で地区のまちづくりを行うときや、土地の造成、新たな施設の建設を計画しようとするときなどに活用してください。



□ガイドラインをもとに、県民局、市町、開発事業者は協力して美しい地域づくりを進めましょう。

- 開発を行おうとするときは事前に関係市町に申し出てください。
- 県民局（または市町）と開発事業者は、ガイドラインに基づき、開発計画について協議します。

※開発を行う場合には、この緑条例のほか、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、都市計画法などの手続きが必要です。

□ガイドラインを活用して「住民主体のまちづくり」を展開しましょう。

- 集落や小学校区などを単位として、地区のまちづくりについて考えましょう。
- まず、地区の良いところ、悪いところを知ることから始めましょう。
- 県と市町は、専門家を派遣するなど住民活動をサポートします。
- 市町やまちづくり協議会が、地区の土地利用、緑化、景観などについての詳細なルール（地区整備計画）を策定し、知事がこれを認定した場合は、このガイドラインよりその地区整備計画が優先されます。

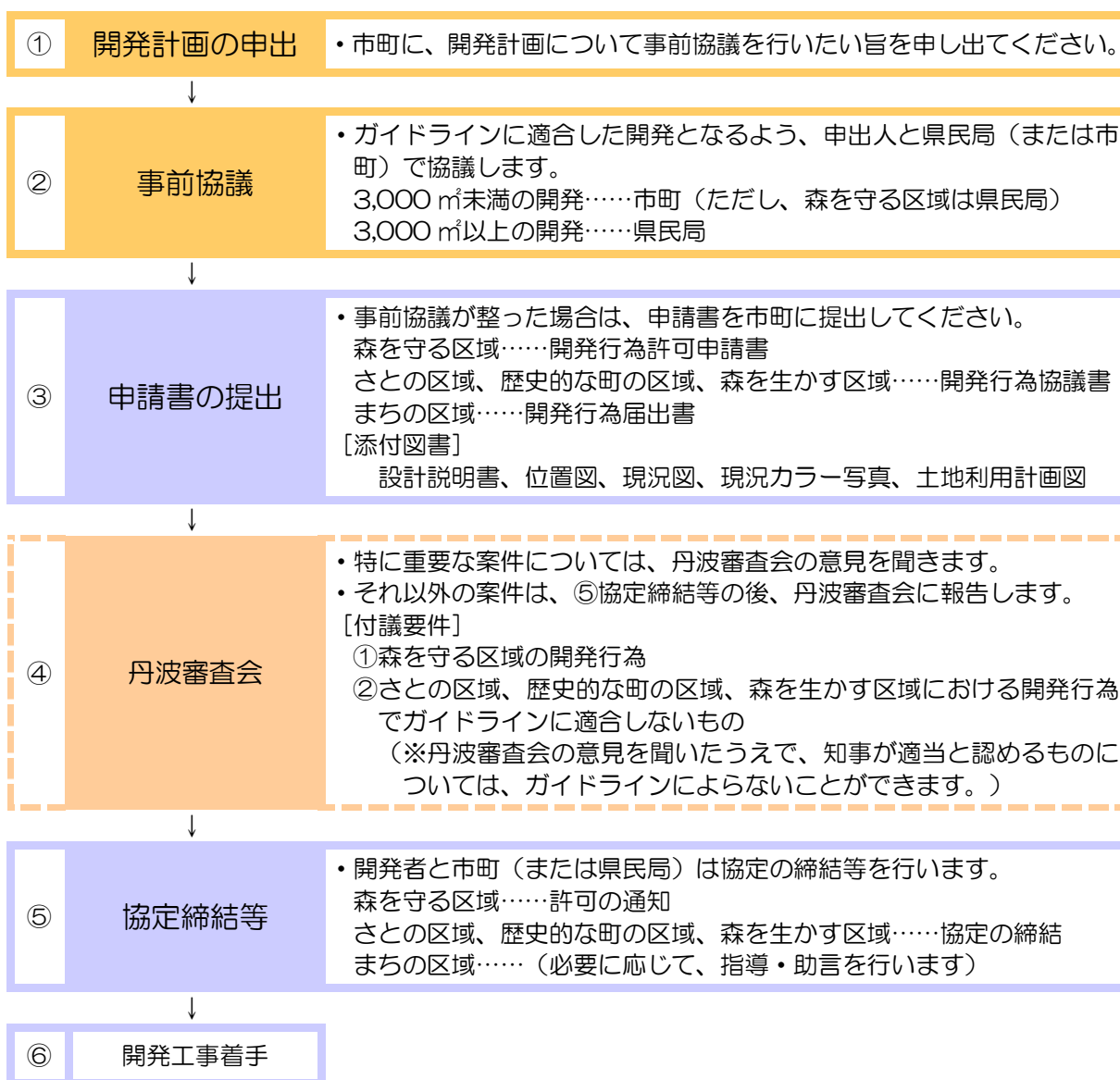
1. 開発行為の事前協議

丹波地域では、緑条例に基づいて、開発行為の規制誘導を行っています。

開発を行おうとするときは、緑条例の手続きに先立って、事前に関係市町に申し出てください。そして、このゾーニングとガイドラインに沿って、県民局（または関係市町）と、開発の適否、開発に伴う景観への配慮などについて事前協議を行ってください。

事前協議が整った場合は、協定締結等の手続きを経たうえで開発行為を実施してください。このとき、地域環境形成のうえで特に重要な案件については、協定締結等に先だって丹波審査会の意見を聞く必要がありますので注意してください。

○開発協議の流れ



■開発行為とは……

主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。ただし、開発面積が500 m²未満の開発行為、自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為については緑条例の規制対象とはなりません。

■丹波審査会とは……

兵庫県では、緑条例に関する事項を調査審議する機関として「緑豊かな環境形成審議会」を置いています。その丹波部会を「丹波審査会」と呼んでいます。

2. 住民主体のまちづくり

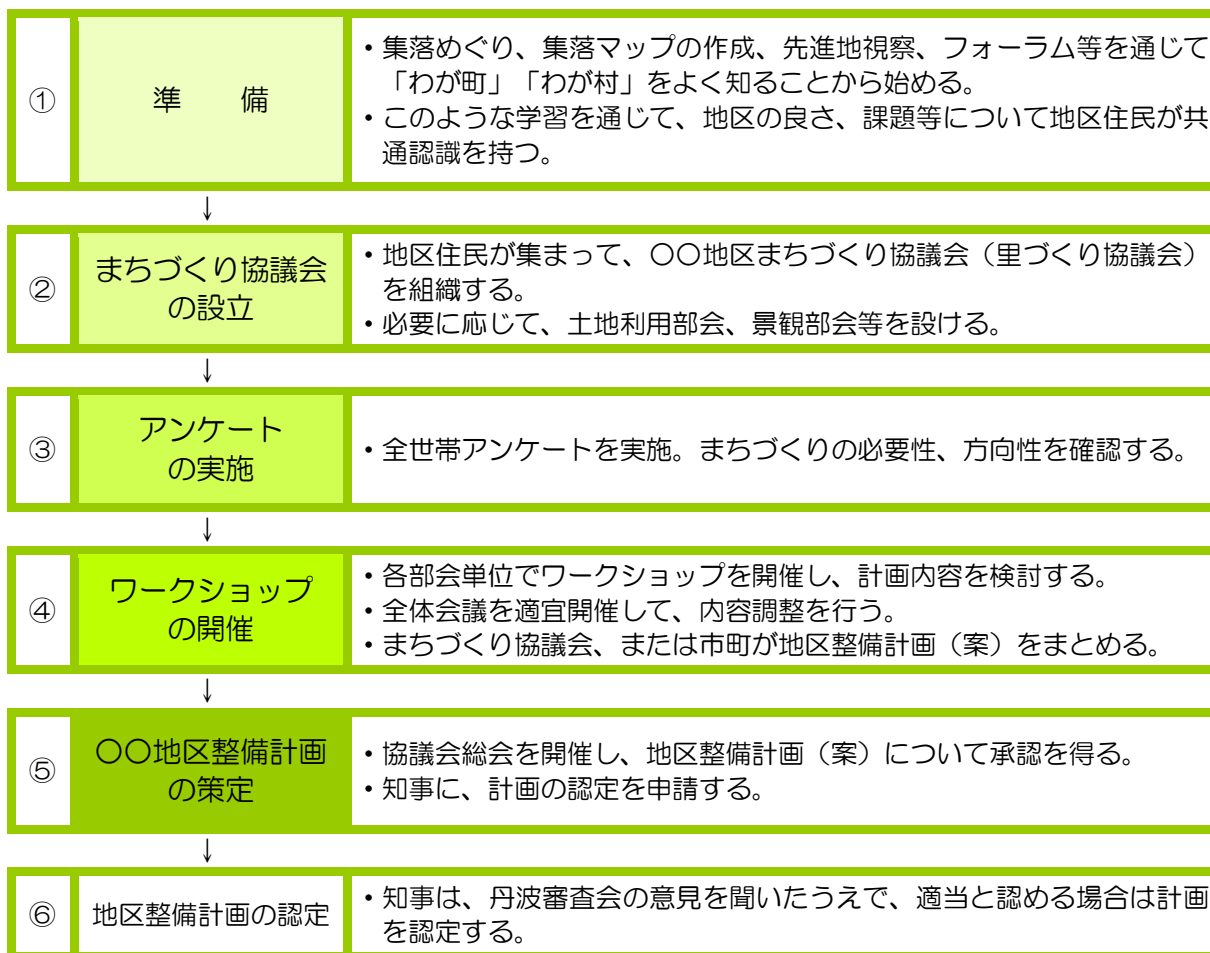
このガイドラインは、行政が主体となって、丹波地域の土地利用、建築、緑化に関するルールを定めたものです。ただし、緑条例では、住民が主体となってルールづくりを行う制度も用意しています。

集落や小学校区など一定のまとまりのある地区を設定して、その地区の住民の皆さんが話し合い、自分たちの地区のまちづくりのルール（地区整備計画）を決める制度です。地区の土地利用転換を図りたい場合やより質の高いまちづくりを行いたいときに有効な手法です。ガイドラインが地域全体の「一般的なルール」とすると、地区整備計画は地区独自の「詳細なルール」と言えるでしょう。

地区整備計画では、このガイドラインを参考にして、地区における詳細な「土地利用計画」「建築計画」「緑化計画」を作りましょう。このほか、施設整備構想（道路、公園……）やイベント計画（お祭り、交流事業……）などを計画するのもよいでしょう。

県民局と市町では、アドバイザーやコンサルタントを派遣するなど、このような計画づくりを支援する制度も用意しています。是非、ご相談ください。

〇地区整備計画策定の流れ（例）



■地区整備計画が認定されると……

全ての開発行為、建築行為について市町への届出が必要となります。その開発や建築の内容が地区整備計画に適合していない場合、市町は、まちづくり協議会（里づくり協議会）の意見を聞いたうえで、開発者等に対して指導・助言を行います。

IV ガイドライン



緑条例（丹波地域）ガイドライン 一覧表

	歴史的な町の区域	まちの区域	さとの区域	森を生かす区域																																
土地利用指針		■計画的な市街地の形成 開発計画は、あらかじめ設定されている街区パターンに従って計画してください。街区パターンの変更が必要な場合、設定されていない場合は市町と協議してください。	■開発地の選定 まとまりのある農地内においては開発や建築を避けください。新しく施設の立地を計画する場合は、集落内の空地や集落の周辺などの土地を選定してください。	■開発地の選定 独立峰の頂部、平地に突き出た尾根、スカイラインを構成する稜線の領域においては開発や建築を避けください。																																
		■特徴的な緑地等の保全 空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用しましょう。		■森林等の保全 開発面積に対して、次表以上の森林を保全してください。 <table border="1"> <tr> <th>開発面積</th> <th>森林率</th> </tr> <tr> <td>5ha～</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1～5ha</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>～1ha</td> <td>30%</td> </tr> </table>	開発面積	森林率	5ha～	50%	1～5ha	40%	～1ha	30%																								
	開発面積	森林率																																		
	5ha～	50%																																		
1～5ha	40%																																			
～1ha	30%																																			
■自然と調和した造成 地形の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。	—	■自然と調和した造成 地形の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。																																		
さとの区域との境界付近などでは、コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。	さとの区域との境界付近などでは、コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう努めてください。	コンクリート擁壁などによる造成を避け、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。	—																																	
建築指針	■建物等の形態 周辺の町並みと調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1"> <tr> <td>建蔽率</td> <td>70%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>12m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>—</td> </tr> </table>	建蔽率	70%以下	高さ	12m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	—	■建物等の形態 良好な市街地環境の形成を図るため、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1"> <tr> <td>建蔽率</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>200㎡以上</td> </tr> </table>	建蔽率	60%以下	高さ	15m以下	床面積	—	宅地面積	200㎡以上	■建物等の形態 農村風景と調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1"> <tr> <td>建蔽率</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>12m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>250㎡以上</td> </tr> </table>	建蔽率	60%以下	高さ	12m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	250㎡以上	■建物等の形態 周辺の森林と調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。 <table border="1"> <tr> <td>建蔽率</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>500㎡以下</td> </tr> <tr> <td>宅地面積</td> <td>300㎡以上</td> </tr> </table>	建蔽率	50%以下	高さ	15m以下	床面積	500㎡以下	宅地面積	300㎡以上
	建蔽率	70%以下																																		
	高さ	12m以下																																		
	床面積	500㎡以下																																		
宅地面積	—																																			
建蔽率	60%以下																																			
高さ	15m以下																																			
床面積	—																																			
宅地面積	200㎡以上																																			
建蔽率	60%以下																																			
高さ	12m以下																																			
床面積	500㎡以下																																			
宅地面積	250㎡以上																																			
建蔽率	50%以下																																			
高さ	15m以下																																			
床面積	500㎡以下																																			
宅地面積	300㎡以上																																			
■町並み景観の継承 周辺の家屋などの伝統的な意匠、材料、色彩を参考にして、周辺の緑と調和し、町並み風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。	—	■集落景観の継承 周辺の家屋などの伝統的な意匠、材料、色彩を参考にして、集落景観や周辺の緑と調和し、農村風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。	■森と調和する意匠等 周辺の緑、景観と調和した建物となるよう意匠、材料、色彩に配慮してください。																																	
住宅開発を行う場合は、町割りや町並みと調和した区画割りとしてください。	—	住宅開発を行う場合は、集落構造等と調和した区画割りの菜園付き住宅とするなど、「さと」型の住宅を計画してください。	—																																	
緑化指針	■共有空間の緑化 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい町並みを創っていきましょう。	■共有空間の緑化 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい都市景観を創っていきましょう。	■伝統的な緑化手法の継承 歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を継承して、美しい農村風景を創っていきましょう。	■新しい里山づくり 花や紅葉が美しい樹木によって、落葉広葉樹林化や混交林化を図りましょう。																																
	丹波に適した在来種の樹木を用いてください。																																			
	■開発区域内の緑化 開発面積 <u>500㎡あたり1本</u> 以上の高木を植えてください。開発面積の <u>10%以上</u> の緑地を確保してください。	■開発区域内の緑化 開発面積 <u>500㎡あたり1本</u> 以上の高木を植えてください。開発面積の <u>10%以上</u> の緑地を確保するよう努めてください。	■開発区域内の緑化 開発面積 <u>250㎡あたり1本</u> 以上の高木を植えてください。開発面積の <u>20%以上</u> の緑地を確保してください。	■開発区域内の緑化 建物と樹木が調和した美しい里山景観となるよう、開発区域内に樹木を植えてください。																																
	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい町並み景観を創っていきましょう。	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい市街地景観を創っていきましょう。	緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい農村風景を創っていきましょう。																																	

さとの区域のガイドライン

～集落と農地がつくる懐かしい空間～

「さと」の空間は、主に農村集落と農地で構成されていますが、これらを別々に計画することはできません。農村集落は農地と関わり合っではじめて成立しているからです。さらには山や川とも深い関わりを持っています。丹波では、（立地条件によって違いはありますが）川に沿った低地側に水田、やや高い土地に集落家屋と畑地、背後の山手は里山とするなど地勢にかなった土地利用が展開されているのです。

このような「さと」の空間は偶然形成されたものではなく、人々の永い営みを通して、自然の摂理を尊重しながら、創意と工夫によって生み出され、継承されてきたひとつの環境システムなのです。そして、現在も、黒大豆、大納言小豆、山の芋、栗など丹波の伝統的な特産物が生産され、丹波らしい美しい風景を形づくっています。私たちがその風景に触れて懐かしく感じるのは、そのようにして時間が編み上げてきた風景の意味合いが今も読みとれるからなのでしょう。

しかしながら、近年では、農業の担い手の不足や高齢化、耕作放棄地の増加などの問題が顕在化しています。「さと」を活性化するためには、農業の振興や生活利便性の向上を図りながら、「さと」が持っている環境資源を生かして、多自然居住*や楽農生活*を推進していく必要があると考えられます。

これらのことから、さとの区域では、丹波の財産である農村風景やその環境システムの保全・継承を基本としながら、活力ある農村づくりのために必要な施設の立地や美しい里づくりを進めていきたいと思います。

*多自然居住……多自然地域（自然環境豊かな農山漁村など）で、自然に親しみ、自然に学び、その地域社会への貢献も図りながら、自然環境と共生するゆとりある新たなライフスタイルの創造を目指すものです。新・田舎暮らしともいうべきもので、自然あふれる地域での週末や余暇での「一時滞在」から、「半定住」「定住」など多様なスタイルを想定しています。

*楽農生活（アグリライフ）……食と農を楽しむライフスタイル。農作業や森づくりを通じて、自然とのふれあいや食との関わりを深めていくような生活を想定しています。

さとの区域の土地利用イメージ



1. 開発地の選定

「さと」の空間では、広がりのある農村風景を保全・継承するため、まとまりのある農地内においては開発や建築を避けてください。新しく施設の立地を計画する場合は、集落内の空地や集落の周辺などの土地を選定してください。

○まとまりのある農地の保全

農地は食料生産の場としての役割だけでなく、丹波らしさを表す重要な環境要素です。水系のなかで、まとまった農地が秩序づけられているからこそ、丹波の農村風景は美しく保たれているといっても過言ではありません。山々への眺望もこの広がりのある農地によって確保されています。水系に沿ったこのような土地利用の連続性を失わないようにすることが「さと」の空間づくりの基本原則になります。



ヤマーカワノラーカワといった連続した土地利用の調和、その環境システムの継承が基本となります。



広がる田園（篠山市東城山から）



河川を中心に集約的土地利用を展開（春日町黒井城址から）



高城山への眺望。眺望は農地によって維持されている。（篠山市宇土）

○幹線道路からの眺望の確保

まとまりのある農地のなかでは、住宅開発や沿道サービス型の開発などを避けて、幹線道路から周囲の山々や農村風景などを望む眺望視線を保全・継承することが大切です。



道路沿いに広がる田園風景
(市島町県道岩崎市島線)



沿道に開ける多紀連
山の輻輳する山並み
(篠山市小枕テカツヨ
街道から)



田園越しに望む集落
への眺望
(市島町樽井)

○地勢にかなった家屋の立地

水を利用しやすく水害を受けにくい土地に集落家屋が立地するなど、「さと」の土地利用は長い歴史のなかで地勢にかなったものになっています。新しく施設の立地を計画する場合には、こうした周辺集落の地勢的な特徴を踏まえることが大切です。



段丘斜面に沿って立地する集落
(市島町竹田)



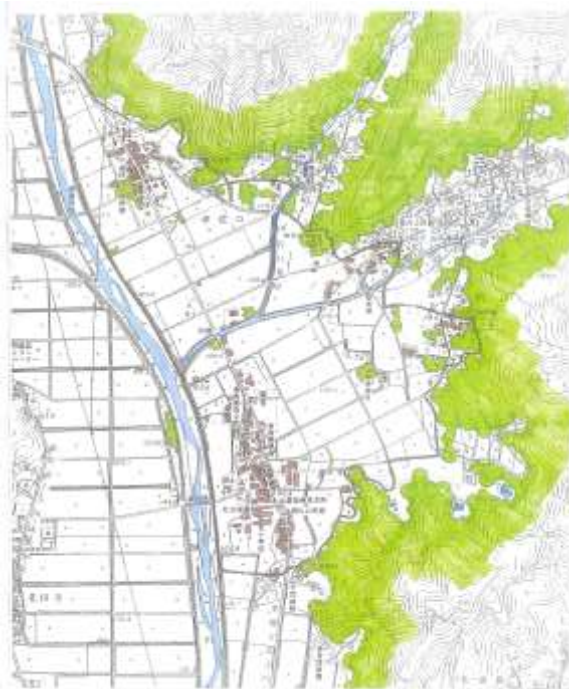
谷筋に家屋が立地し、尾根筋は集
落境となる(春日町牛河内)



尾根筋ではなく谷筋に位置する集落
(左：青垣町岩屋山から 右：市島町高谷山から)

○地区整備計画による開発の誘導

「さと」の空間に都市的施設の集積を図ろうとする場合は、地区整備計画の策定により土地利用のルールを明確にして、計画的にまちづくりを進めましょう。



現況

地区整備計画によるまちづくり（検討例）

- 地勢を見て、概ねの開発区域を設定する。
- 既存の道路、水路等を勘案しながら幅員6～12m程度の細街路計画を定める。
- 必要に応じて既存道路の拡幅も計画する。
- 土地利用のルールを定める（開発地区、保全地区など）。
- 既存の樹林地、古木などを保全する。
- 地勢や既存の緑を勘案しながら地区全体の緑の骨格フレームを定める。
- 景観木植栽を進める。

計画



2. 特徴的な緑地等の保全

それぞれの「さと」の空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用していきましょう。

○地勢と一体となった緑地

地勢に沿って連続する段丘や河畔林などは、「さと」の空間を大きく分節化することで、その空間に特徴を与えています。



農地を分節化する段丘斜面林
(篠山市西紀地区)



集落家屋背後の高位段丘斜面林
(市島町森)



段丘斜面地の緑 (市島町石原)



川沿い集落では川沿いを竹林
が覆う (氷上町犬岡)

○社寺林や古木

社寺林や古木などは地域のシンボルとして空間を特徴づけています。



社叢林
(市島町二宮神社)



ランドマークとなっている大きな木
(篠山市黒田)

寺院の緑
(氷上町円通寺)



○水辺空間の保全

山裾の水路、ため池、農地内の水路網、河川などの水系（及びその周辺の樹木）は、「さと」の空間に面的に張りめぐらされた重要な環境要素です。



手入れの行き届いた
山裾の水路
(青垣町大名草)

豊かな緑地空間を
構成する篠山川
(篠山市)



流下方向にあわ
せて短区間の並
木をつくる。

石碑等を生か
した小さな森
をつくる。



○歴史的な資源の保全

旧街道、参道、鎮守、小祠、一里塚など（及びその周辺の樹木）は、その空間の歴史的な成り立ちや集落の構造を表現しています。



地勢に沿って大きく弧を描く山裾
集落の村中道 (氷上町氷上)



農地に分布する小祠の景観木
(篠山市安口)



寺院の参道沿いの緑 (氷上町)



磯宮八幡宮の参道並木
(篠山市日置)

3. 自然と調和した造成工法の採用

土地の造成は、自然の地形を生かした計画とし、土地の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。

また、コンクリート擁壁などによる造成を避け、石積みや土羽（土の法面）とするなど、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。

○自然地形の尊重

「さと」の土地利用は、自然地形を生かした安定的な土地利用になっています。宅地造成等を計画する場合は、その土地の地勢に配慮して、出来る限り地形の改変を行わないことが原則となります。



集落内の村中道。傾斜に沿って各家屋の敷地ごとに微妙に高さを変えられている。



このきめ細やかな造成処理が、等高線に沿った屋並みの輻輳に結びつく（青垣町）



等高線に沿って敷地造成されている集落家屋。家屋周囲の圃場との高低差が建物の低層感を強調し、大地に根ざした印象となる（青垣町日向）

○ヒューマンスケールの継承

「さと」の空間では、農地の広さや高低差、集落の大きさや構造が、基本的には人の力によって造りだし、維持していけるような寸法に収まっています。例えば、一般に、石積みや法面の高さが 1.5m（人の背の高さ）を越えるようなことはありません。このようにして、ヒューマンスケールの優しい風景が形づくられています。

○石積みや土羽の採用

コンクリート擁壁やコンクリートブロック擁壁による造成面は、視覚的に、大地と切り離された印象を与えます。これに対して石積みや土羽による造成は大地に根ざした印象となります。



敷地基盤を盛土した石積み
(氷上町堀ノ田)



水路沿いに盛土した法面
(山南町草部)



丹波石の石積み法面 (青垣町)



丹波石の石積みによるシシガキと棚田
(山南町谷川)

4. 建物等の形態

農村風景や集落景観と調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。

項目	基準値
建蔽率	60 %以下
高さ	12 m以下
床面積	500 m ² 以下
宅地開発の一区画面積	250 m ² 以上

○オープンスペースの確保

敷地内に緑地や菜園などのオープンスペースを確保することが、建て詰まり感のない、ゆったりとした屋並みの形成につながります。



家屋と菜園がユニットとなって、緑豊かでゆとりある集落環境を形成する
(青垣町)



セットバックして確保した前庭が緑豊かでゆったりとした住環境を形成する
(氷上町新郷)

○「さと」空間への収まりと山並みの眺望確保

「さと」の建物は、概ね高さ6～9mに収まっています。また、大規模な壁面は見あたりません。このことで背景の山並みや周辺の緑から突出せず、集落のまとまりに調和しています。「さと」では、大規模な建物の建築を避けることが原則となります。



緑で囲われた領域にひっそりたたずむ集落景観 (市島町)

5. 集落景観の継承

周辺の家屋などの伝統的な配置、意匠・材料・色彩を参考にして、集落景観や周辺の緑と調和し、農村風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。

○周辺の建物の調査

集落の建物は、ひとつひとつデザインが異なりますが、建物の敷地内の配置や向き、屋根の形状や高さ、軒と軒高、材料や質感、色彩などに共通項や連続性が見られ、統一感のあるたたずまいを作っています。こうした伝統的な様式を発見し、新しい施設にも取り入れることが大切です。

配置……玄関の向き、庭の向き、接道の形態、門塀、倉、間口、平入り、妻入り
 意匠……母屋の高さ、屋根の形状（入母屋、切妻、寄棟）、屋根の傾斜角、軒高
 材料……屋根・壁面の質感
 色彩……屋根・壁面等の基調色、アクセントカラー

○屋並みの景観

屋並みの連続性は、農村風景や集落景観の重要な構成要素です。周辺の緑や地形とも相まって、ほかのどこでもないその集落の個性を表現しています。



大地に根ざす集落景観。既存の集落家屋は壁面は目立たず、屋根面のみが目立つ（山南町）



屋並みのそろった集落景観（柏原町）



麓の連なる屋並み（春日町野上野）



入母屋の妻がリズムを生む（青垣町）

○陰影のあるファサード

壁面を陰影の深い意匠とすることで、周辺の景観と調和しています。単調で大きな壁面を用いると、「さと」の空間から遊離した印象を与えます。



屋根が輻輳し壁面が目立たない在来家屋。彫りが深く陰影がある。



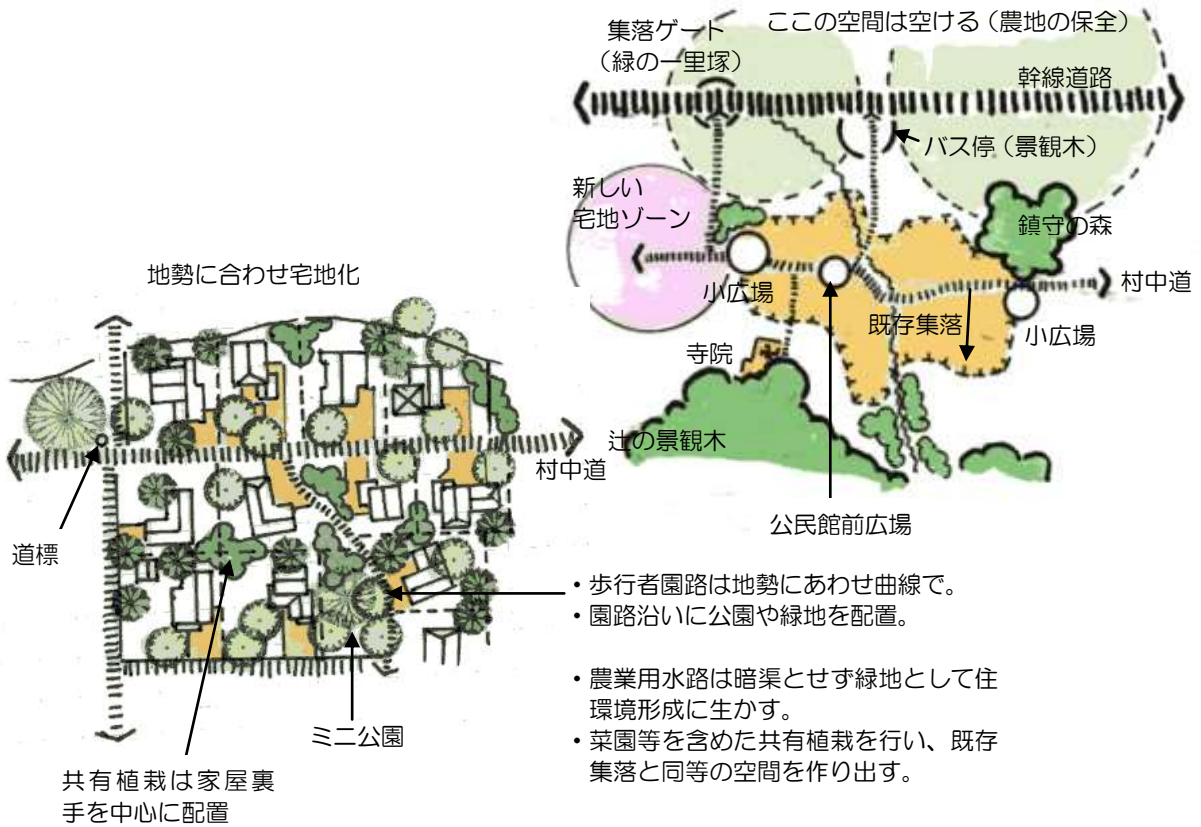
それぞれの家屋の軒の出が深く、群としても陰影が感じられる。

○落ち着いた色調

屋根や壁面の基調となる色は、落ち着いた色調となるよう、マンセル色標系においてR(赤)、YR(橙)系は概ね彩度6以下、Y(黄)系は概ね彩度4以下、その他の色相は概ね彩度2以下としてください。

〇さと型の住宅開発

住宅開発を行う場合は、まず、「さと」の空間原理に従った立地場所を選定することが大切です。そして、集落構造や家並みと調和した区画割りとするとともに、建物の形態・意匠、緑化修景にも配慮して農村風景に溶け込むように計画しましょう。



さと型住宅の整備例

- ・既存集落と同じ山裾部に新しい住宅地を整備。
- ・畦や敷地際にカキノキやクリノキを植栽。
- ・裏庭には里山を模した広葉樹の散会林 (共有緑地)。
- ・遊休農地や山裾部の荒廃農地は市民農園として整備。

6. 伝統的な緑化手法の継承

歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を継承して、美しい農村風景や集落景観を創っていきましょう。

○「際」の緑化

敷地と道路の境界、集落と農地の境界、農地と河川の境界、さとの区域と森を生かす区域の境界など、土地利用の「際」の領域に景観木や果樹などを植えましょう。



集落家屋を取り巻く竹林と
景観木（篠山市）



散居集落では家屋の独立性が高く、
山手側に厚敷林を配す（春日町）



敷地の高低差の際に樹木を配す
（篠山市安口）



集落山手の自家用菜園に植栽されたカ
キノキやクリノキ（春日町平松）



山裾墓地と家屋際に配されたス
ギの景観木（篠山市八上下）



山裾尾根に沿って配されたケヤキ
やモミジ（市島町岩倉）



接道部を演出する生垣と庭木（左：春日町野上野 右：篠山市川原）

○「節目」の緑化

橋詰めや辻（道路の交差点）、公民館や集落広場は、人と人が出会うシンボリックな場所です。また、地蔵尊や少祠、社寺の参道などは、人々が歴史と出会うシンボリックな場所です。このような空間の「節目」にあたる場所に、景観木（シンボルツリー）を植えましょう。



集落の出入口に位置するサイノ神と景観木
（市島町段宿）



～集落ゲートの演出～

集落の出入口に位置する小祠と六体地蔵尊
（氷上町小野）



子育て地蔵の景観木
（市島町酒梨）



両岸のたもとに植栽されたサクラの景観木
（山南町朝日）



（春日町長見公民館）



～公民館の景観木～

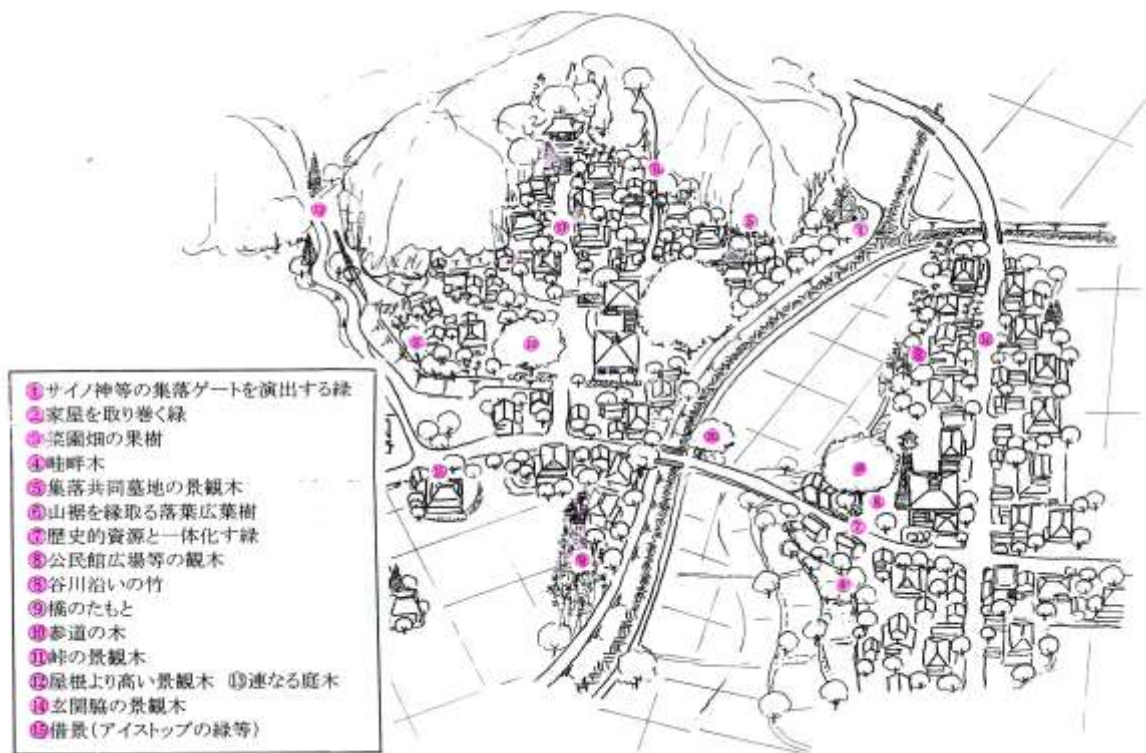
（篠山市）



玄関脇の景観木（篠山市大山）



神山峠のスギの景観木（篠山市本荘）



○在来種の使用

緑化修景にあたっては、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の自然環境との調和した緑化が図られることが大切です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育てることに役立ちます。

丹波に適した樹種を用いて丹波らしい演出をこころがけましょう。



白壁や瓦屋根、黒茶の柱や梁の建物には、落葉広葉樹を用いるとコントラストが際立つ。



7. 開発区域内の緑化

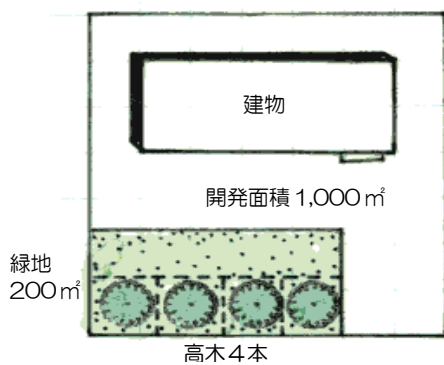
丹波らしい風景づくりのためには高木を育てることが特に重要です。開発面積 250 m²あたり 1 本以上の高木を開発区域内に植えてください。また、開発面積の 20%以上（開発区域面積が 5ha 以上の場合は 30%以上）の緑地を開発区域内に確保してください。

緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい農村風景や集落景観を創っていきましょう。

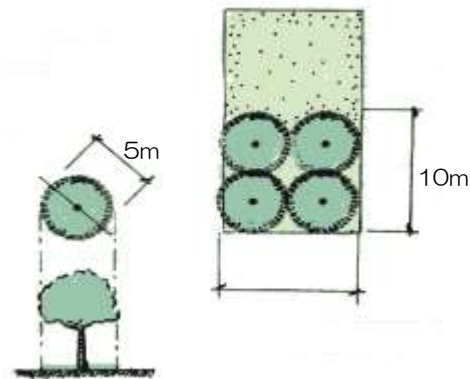
○緑地と高木

ここで「高木」とは、樹高が概ね 6m 以上に達する樹木（植栽時の樹高が概ね 2.5m 以上のもの）をいいます。また、「緑地」とは、高木、低木、芝その他の地被植物で覆われた土地をいいます。

まず、道路や広場などの主要な視点場を想定します。次に「空間的分節化」や「見え隠れ」といった視覚効果があることを意識して、高木を配置しましょう。高木の周辺には緑地を確保しましょう。



- 1,000 m²の開発の場合
- 高木 = $1,000 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2 = 4 \text{ 本}$
 - 緑地 = $1,000 \text{ m}^2 \times 20\% = 200 \text{ m}^2$



枝張 5m として水平投影面積は約 20 m²。緑地面積の 4 割程度を高木が占める姿となる。

「空間的分節化」「見え隠れ」の視覚効果（例）



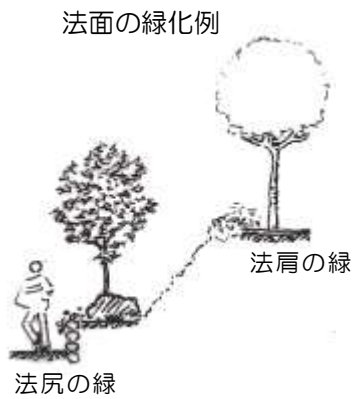
視覚像を分割することで、建物を空間に同化させる



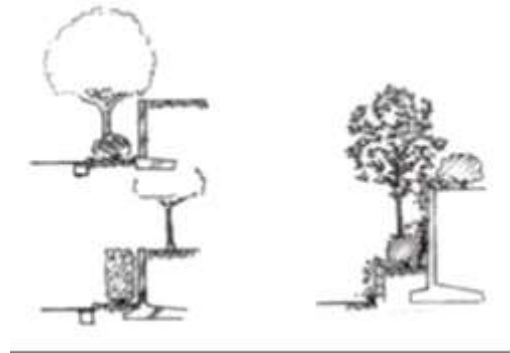
バールを掛けて建物を空間に同化させる

○造成法面の緑化

土地の造成で生じた法面を緑地スペースとして活用しましょう。



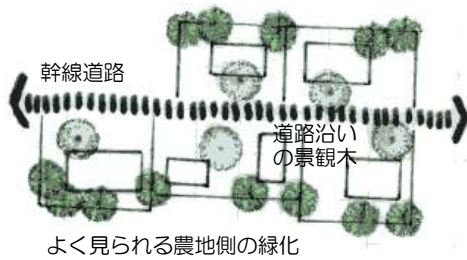
コンクリート擁壁を用いる場合は樹木等で修景



法面の緑が農地側から見たときの建物の見え隠れを演出。壁面を消し屋根のみが視覚されることで、より一層地勢との一体感を高めている（篠山市大山宮）

○配置例 1（小規模な商業施設）

周辺の住民が日常的に利用する商店には、シンボルツリーを配したい。



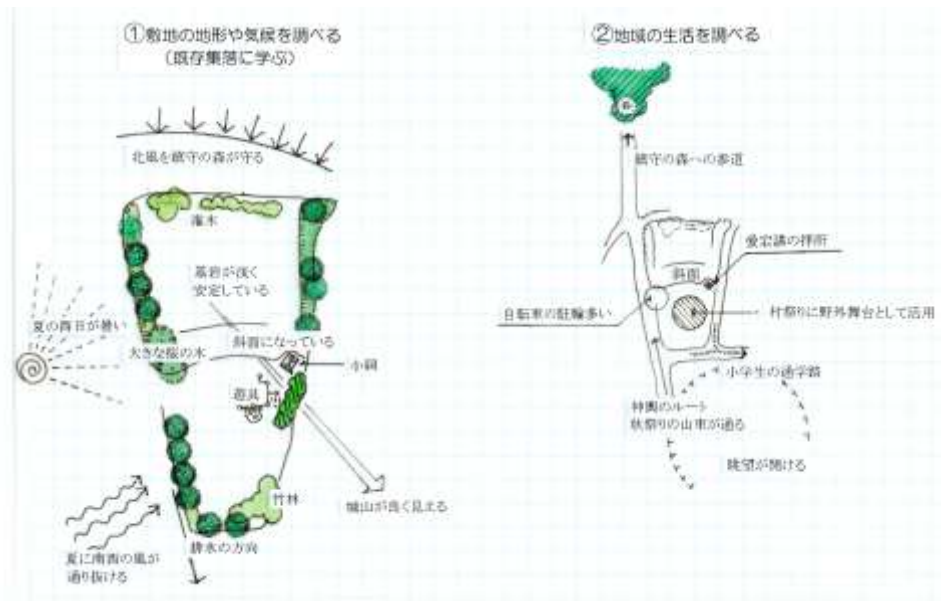
安らぎの空間を演出する高木

○配置例 3（公共施設など比較的規模の大きな施設）



大きな建物には大きくなる木を。高い建物には高くなる木を。

○計画の手順（公民館を例として）



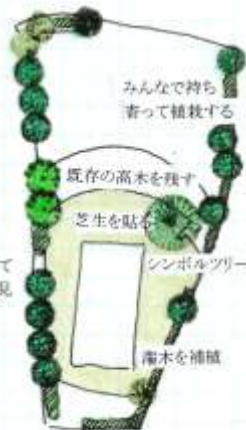
計画①敷地の造成

敷地の地形を生かしながら斜面や擁壁、階段を整備する。土工事をまとめる。



計画②植栽の計画

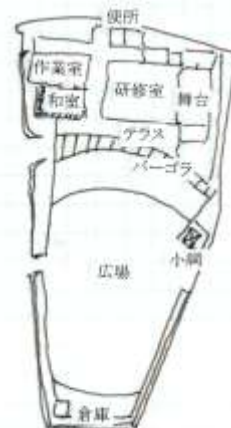
シンボルツリー等の高木や灌木、生垣の配置、樹種の選定、芝生、透水地の決定。



一部伐採して入り口部の見通し確保。

計画③建物の配置計画

どこに建物を作るか、広場との関係、入り口の位置、柵や囲いの有無。



計画④広場の計画

目的に合わせ広場の大きさ、舗装の仕方を決定する。



計画⑤屋外施設の計画

ベンチ、テーブル、遊具、ごみ箱、案内板、照明、公衆電話等の配置。



まちの区域のガイドライン

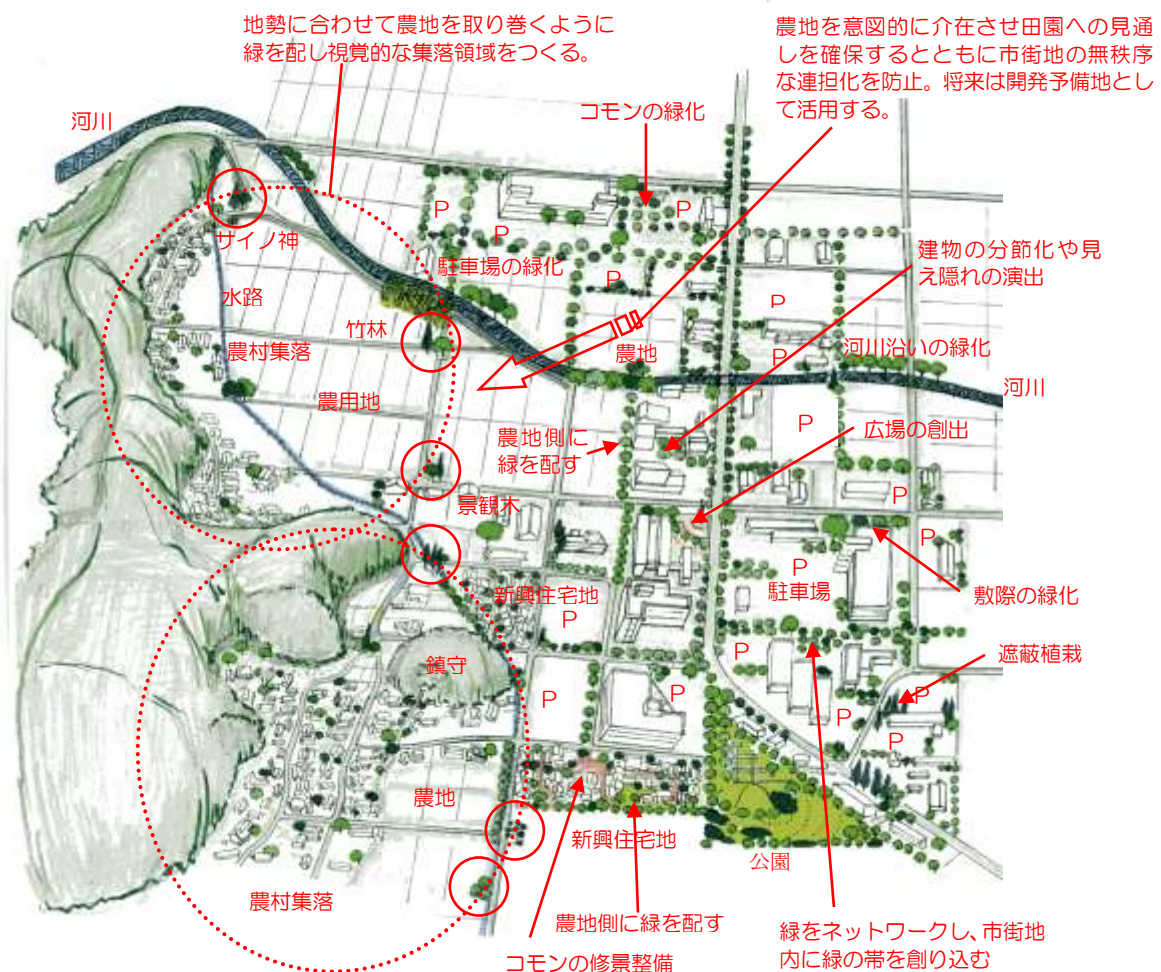
～人間サイズの都市空間～

地域の活性化や若者の定着を図るためには、丹波地域においても、都市的機能の充実した魅力的な「まち」が必要であると考えられます。しかし、一部の例外を除くと、丹波地域では計画的に「都市（まち）」らしい「まち」が整備されているとは言い難い状況にあります。地域を見渡せば、歴史的に形成されてきた既成の市街地とその周辺への市街地スプロールが見られるばかりです。

丹波の「まち」づくりは、今、ここから始まると言ってもよいでしょう。行政と住民、民間事業者が協力して、都市施設の集積や都市基盤の整備を図り、コンパクトで美しい都市空間をつくっていきましょう。

このように、「まちの区域」は、（他の区域と違って）時代から継承する環境や景観がありません。丹波らしい緑豊かな空間とすることを前提としながらも、伝統的な空間構造や建築意匠に囚われる必要はありません。これからデザインし、現実として積み上げていく空間であると言えるでしょう。

まちの区域の土地利用イメージ



「まちの区域」には、開発地の選定（立地制限）に関する基準を設けていません。ただし、「まちの区域」には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農用地」が含まれる場合がありますので注意してください。

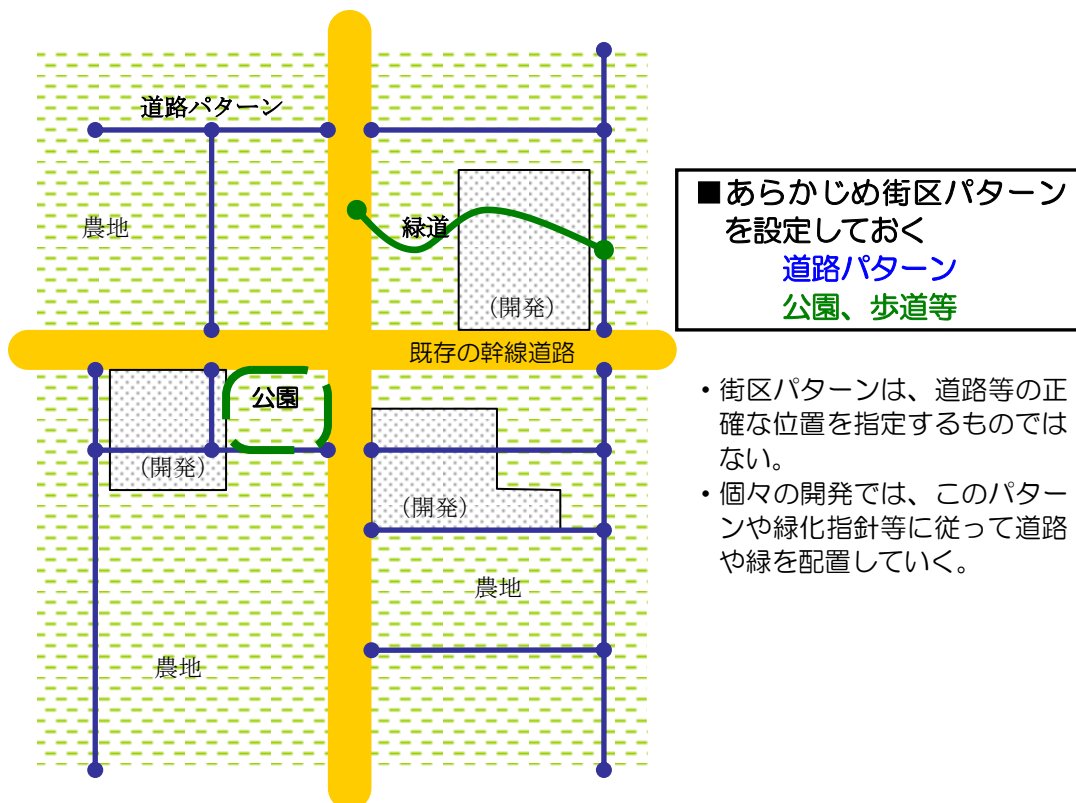
1. 計画的な市街地の形成

開発計画は、あらかじめ設定されている街区パターン（細街路の位置など）に従って計画してください。街区パターンの変更が必要な場合、開発地の周辺に街区パターンが設定されていない場合は市町と協議して定めるようにしてください。

○細街路位置などの指定

安全で快適な市街地の形成を図るためには、道路などの基盤施設の計画を用意しておく必要があります。道路の計画を持たずに、個別に開発を進めていくと、「行き止まり道路（袋小路）」や「行き止まり水路」、接道のない「袋地」などが増えて、雑然とした「まち」が出来上がってしまいます。

このため、既存の道路、里道、畦、土地利用の状況などを勘案して、あらかじめ細街路や水路などの概ねの位置や幅員（街区パターン）を定めます。このほか、公園やまちかど広場などの共有空間（コモンスペース）の概ねの位置、規模などを定めることがあります。



2. 特徴的な緑地等の保全

それぞれの「まち」の空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用していきましょう。

○緑地等の保全

「まち」を特徴づけている緑地などを保全することで、空間の持っている記憶を次の世代につなげていきましょう。



氷上市街地を守るように取り囲む甲賀山等の小丘地



篠山川沿いに連なる段丘樹林、市街地を包む貴重な緑となる（篠山市黒田）



旧城下と新市街地を分かつ黒井川の桜並木（春日町）

3. 自然と調和した造成工法の採用

地形の改変をできるだけ少なくするように配慮してください。さとの区域との境界付近では、コンクリート擁壁などによる造成を避け、石積みや土羽（土の法面）とするなど、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう努めてください。

○石積みや土羽の採用

「まち」と「さと」が接するところ（ゾーニングの「際」の部分）は、風景形成のうえで重要な空間です。「さと」の空間からの「まち」の見え方に配慮しましょう。

4. 建物の形態

良好な市街地環境の形成を図るため、建物等の形態は次表のとおりとするよう努めてください。

項目	基準値
建蔽率	60 %以下
高さ	15 m以下
床面積	—
宅地開発の一区画面積	200 m ² 以上

○オープンスペースの確保

敷地内に緑地や庭などのオープンスペースを確保することが、建て詰まり感のない、ゆったりとした市街地の形成につながります。

○「まち」空間への収まりと山並みの眺望確保

丹波の建物の高さは、概ね 15mに収まっています。今後もこれを継承することで、背景の山並みや周辺の緑と調和した、落ち着いた市街地を創っていきましょう。

高さが 15mを超えるような街区形成を行おうとするときは、地区整備計画を策定して、計画的に市街地空間を整備していきましょう。



既存のまちなみと調和した高さとするのが、山並みへの眺望を確保することとなる。(山南町和田)

○「まち」の建築意匠等

近年の商業施設等では、ファサードや看板も含めて自分勝手な「個人主義建築」が多々見受けられます。他の施設との差異化を図り、周囲との調和を拒否することで安易に人目を引こうとしています。しかし、このような街なみから愛着や誇りを感じることはできません。ただ単に「目立つ」ことは決してよいデザインと言えないでしょう。

丹波の「まち」はこれから創っていく空間であるため、建物の意匠、色彩等に関する基準を設けていませんが、ひとりひとりが「誇れる街」について考えていく必要があります。しっかりと自己主張しながらも、周囲に対しては謙虚な建物をデザインしてください。



5. 共有空間の緑化

歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい市街地景観を創っていきましょう。

○「際」の緑化、「節目」の緑化

さとの区域の緑化手法を参考にして、さとの区域との境界、森を生かす区域との境界、道路沿道、水辺空間、駐車場、広場、橋詰め、交差点などの空間に景観木を植えましょう。



市街地を分節化する緑と新しい施設の緑化例（山南町谷川）

- 並木状の植栽だけでなく、小規模でもまとまった樹林地で施設を分節化することが大切
- 駐車場にも木陰を作ろう

○在来種の使用

丹波に適した在来種の樹木を用いてください。

6. 開発区域内の緑化

丹波らしい風景づくりのためには高木を育てることが特に重要です。開発面積 500 m²あたり 1 本以上の高木を開発区域内に植えてください。また、開発面積の 10%以上の緑地を開発区域内に確保するよう努めてください。

緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい市街地景観を創っていきましょう。

○緑地と高木

ここで「高木」とは、樹高が概ね6m以上に達する樹木（植栽時の樹高が概ね 2.5m以上のもの）をいいます。また、「緑地」とは、高木、低木、芝その他の地被植物で覆われた土地をいいます。

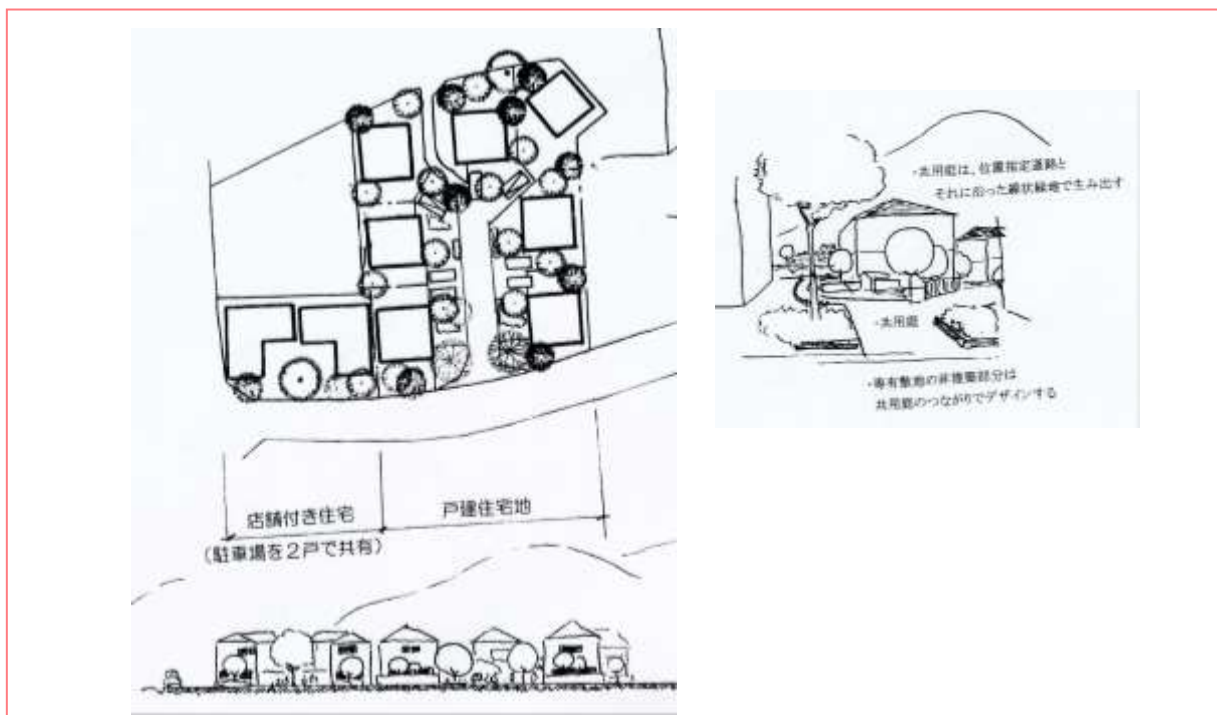
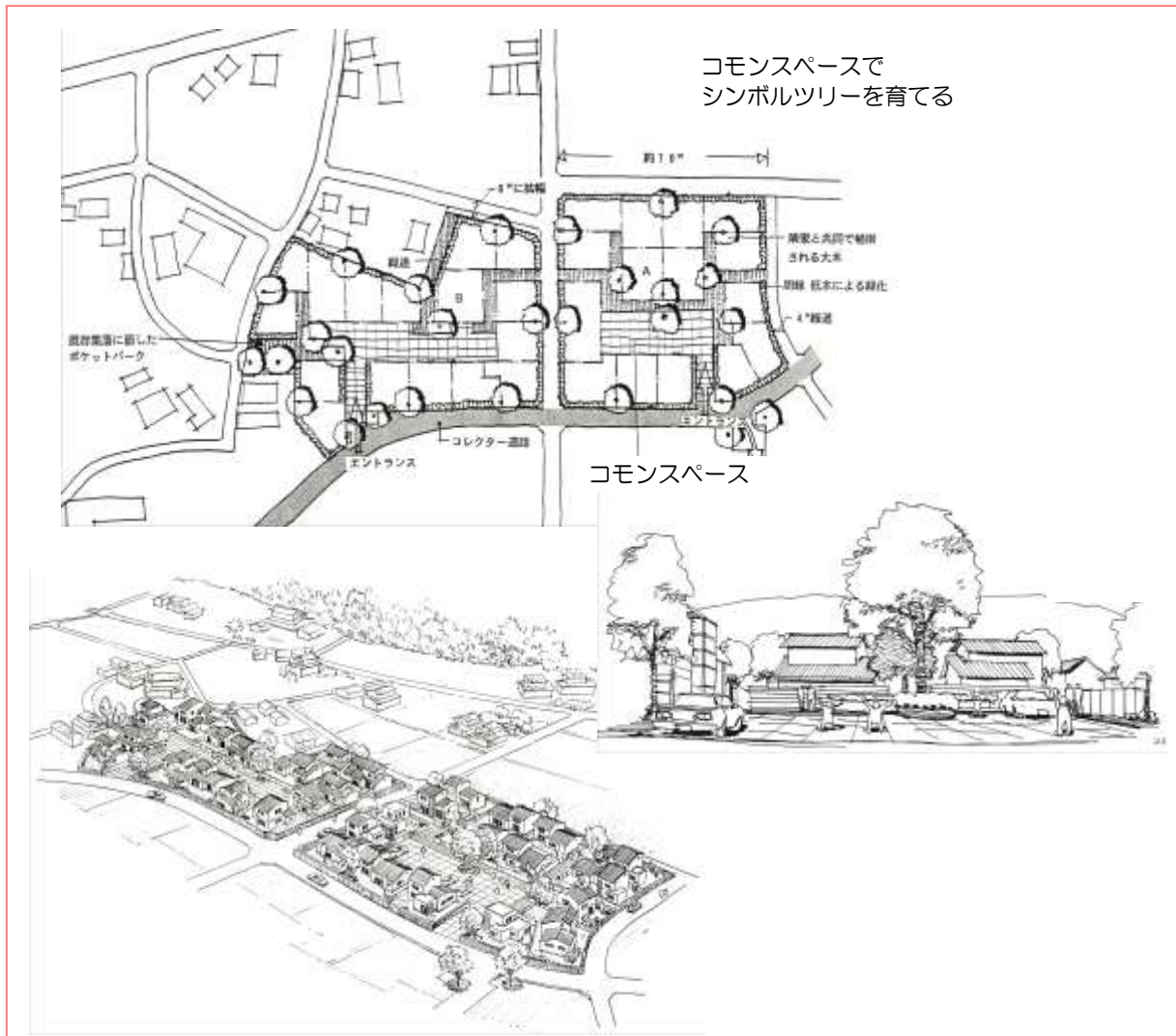
「空間の分節化」や「見え隠れ」といった視覚効果があることを意識して、高木を配置しましょう。

店舗の緑化例



- 建物周り、駐車場、接道部に分けて緑化を検討。
- シンボルツリーとして、屋根より高くなる景観木を植栽。
- 建物の足元は芝等ですっきり仕上げ、中高木で木陰をつくる。
- 接道部は街路樹と一体的にデザインを。出入り口の見通しにも配慮する。
- 農地際や河川沿いにあたる場合は、その「際」を緑化。

○計画例1 共有空間（コモンスペース）を生み出して緑化修景した住宅開発



歴史的な町の区域のガイドライン

～丹波の歴史と文化が漂う空間～

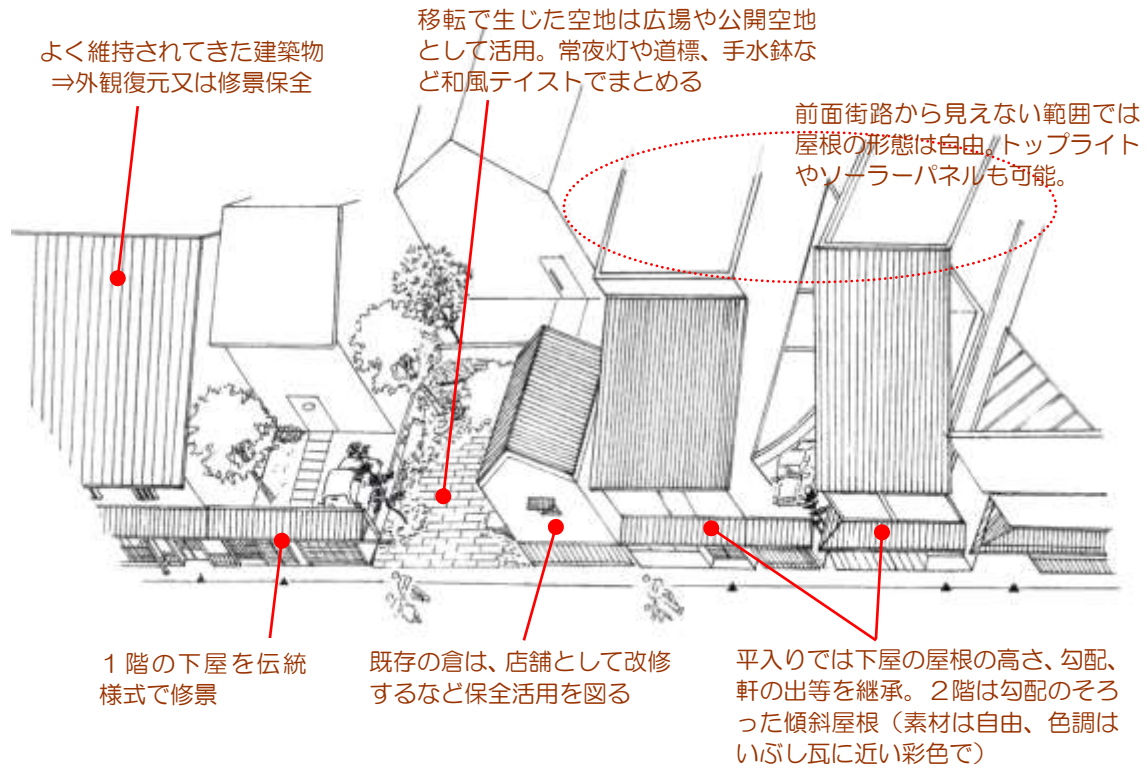
丹波地域の歴史的市街地は、城下町と宿場町を母体に形成され、今でも中心市街地としての役割を果たしています。

丹波の城下町は、家康の命を受けて建設された篠山と柏原に代表され、最も古い城下町である黒井とともに、いまでも城下町的なたたずまいを残しています。また、宿場町は、旧街道筋の複数の谷筋が会うところや峠の前後に形成され、平入り切妻の町屋のなかに妻入り商家や農家が見られます。

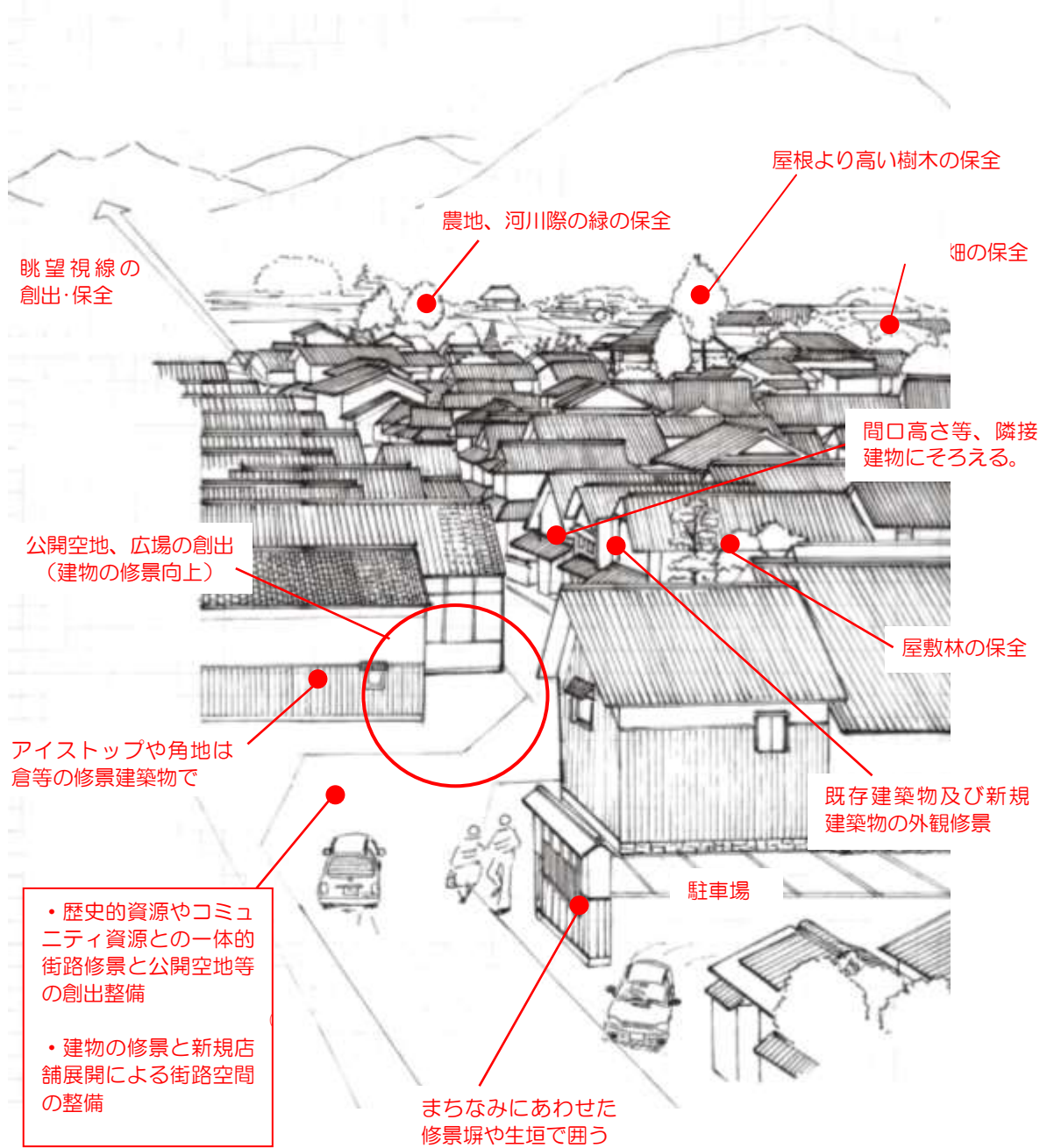
さて、今でも歴史的な家並みが連坦しているところでは、その町並みを維持・継承したまちづくりが考えられます。しかし、現在では、このようなところはむしろ少なく、町並みは崩れ、市街地のなかに歴史的建造物が散在している、といったところが多くなっています。

このような地区においても現在残っている歴史的建築物を保全・活用していくことは重要ですが、往時の歴史的町並みをそのまま復元しようと試みるのは現実的ではありません。今そこで暮らす人々にとって、単なる復古的な復元は合理的ではないでしょう。このため、歴史的資源を生かしながら、全体として歴史的な情緒のある落ち着いた町に作り替えていくべきであると考えられます。

○歴史的な町の区域の土地利用イメージ（町並み創出型）



○歴史的な町の区域の土地利用イメージ（町並み保存型）



○歴史的な町の区域の指定状況

城下町……………篠山、柏原	
宿場町……………福住・安口、古市、佐治	
その他……………八上（街道村）、立杭（陶器町）	計7地区

1. 特徴的な緑地等の保全

それぞれの「歴町」の空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用していきましょう。

○緑地・樹木の保全

町なかの社寺林や屋敷林、古木などは地区のシンボルとして空間を特徴づけています。



住吉神社の社叢林（篠山市）



篠山城東堀沿いの緑（篠山市）



篠山城周辺には四周に小丘が位置するのが特徴。街路のアイストップに小丘が位置する形になる（篠山市）



歴町の屋並み空間を特徴づける高木。
（青垣町佐治）

～区域の際を特徴づける緑（青垣町佐治）～



山裾の緑



旧街道出入り口部の六体地藏尊と緑



川沿いの緑

○歴史的な資源の保全

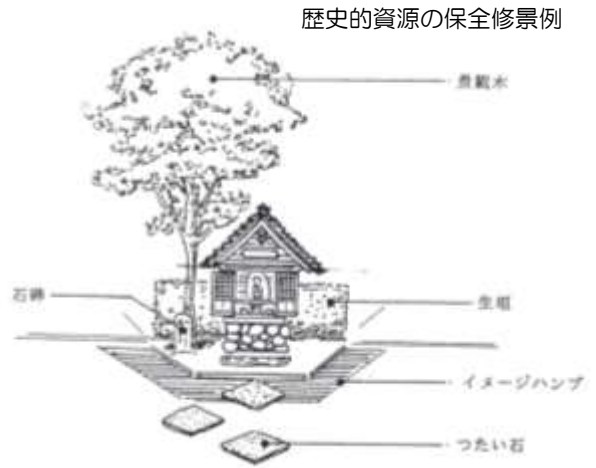
町割りや町並み、参道、鎮守、小祠、一里塚（及びその周辺の樹木）などは、その空間の歴史的な成り立ちや町の構造を表現しています。



街角の道標



高灯籠



菊巻地藏と六体地藏尊（青垣町佐治）



称念寺と路地（青垣町佐治）



丹波焼の登り窯（篠山市今田町立杭）

●ランドマークへの見通し確保

（記念建造物周辺の保全例）



2. 自然と調和した造成工法の採用

土地の改変をできるだけ少なくし、コンクリート擁壁などの造成面が生じないようにしてください。

また、さとの区域との境界付近などで造成面が生じる場合にもコンクリート擁壁などによる造成を避け、石積みや土羽（土の法面）とするなど、造成面が自然地形や農村風景と調和するよう配慮してください。

○地形の尊重

「歴町」では、長い年月を経て、周辺環境と調和のとれた安定的な土地利用が形成されています。宅地造成等を計画する場合は、出来る限り地形の改変を行わないことが基本原則となります。



石積み盛り土の上に設けられている武家屋敷長屋門（篠山市西新町）



但馬街道沿いに形成された佐治の町（青垣町）

○石積みや土羽の採用

ゾーニングの「際」の部分は、風景形成のうえで重要な空間です。「さと」の空間からの「歴町」の見え方に配慮しましょう。

一部の建物や植栽が覆い隠れる
草園として緑帯を確保したい区域
石造の擁壁を通して自然風景が開ける。
田舎のためほとんどが植栽帯として設置されない
植栽
石造又は鉄筋
田舎の風景を演出する
場合が多い。
田舎道村基手の水路沿いの植栽の緑帯で高気質を醸成し、緑地や水田等の風景を構成している。アカンショ街道からの街道村の印象を左右する大切なエコジ空間であり、エコトーンとしても貴重である。

石積みの場合
土羽の場合
古くは家屋は瓦葺き
[古い家屋は瓦葺き]

街道村に見る「際」の修景（篠山市八上上）

3. 建物の形態

周辺の町並みと調和するよう、建物等の形態は次表のとおりとしてください。

項目	基準値
建蔽率	70 %以下
高さ	12 m以下
床面積	500 m ² 以上
宅地開発の一区画面積	—

○山並みの眺望確保と「歴町」空間への収まり

「歴町」の建物の高さは、概ね 12mに収まっています。このことで背景の山並みや周辺の緑から突出せず、町並みに調和しています。



篠山城から高城山への眺望（篠山市）



篠山市役所と田園ホール。大規模な建築物であるが、篠山城址周辺の景観形成に配慮して、意匠や色調をそろえている。また、建物の高さを北に鎮座する住吉神社の社叢林より低く抑えている。

4. 町並み景観の継承

周辺の家屋などの伝統的な意匠、材料、色彩を参考にして、周辺の緑と調和し、町並み風景に溶け込む建物となるよう配慮してください。

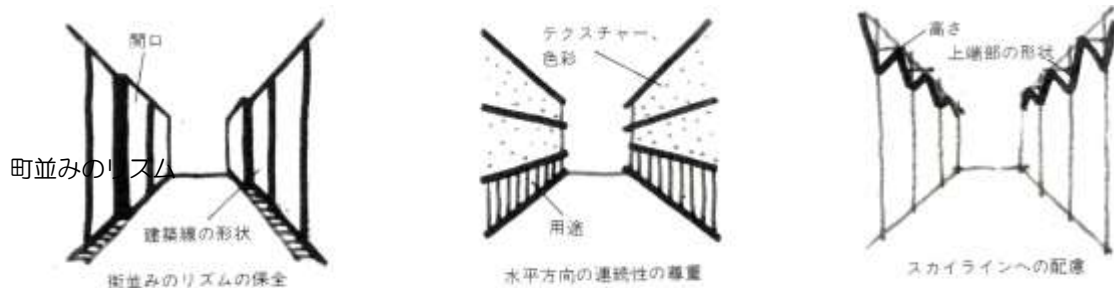


○周辺の建物の調査

「歴町」のまちづくりは、ただ単に伝統的民家や町屋を懐古的に復元させることではなく、自然の生態環境とも調和してきた町の共生技術を新しい街づくり技術として生かし、今日の新しい生業（なりわい）や生活様式に対応させていくことです。

歴町の建物は、建物の敷地内の配置や向き、屋根の形状や高さ、軒と軒高、材料や質感、色彩などに共通項や連続性が見られ、それぞれに個性的で統一感のあるたたずまいを作っています。こうした伝統的な様式を発見し、新しい施設にも取り入れましょう。特に、隣接する建物とのデザインのつながりに配慮することが大切です。

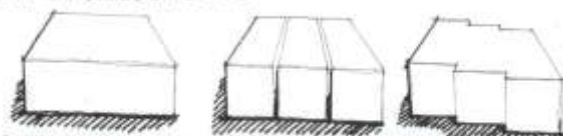
- 配置……接道の形態、門塀、間口、平入り、妻入り
- 意匠……高さ、屋根の形状、屋根の傾斜角、軒高、建具のデザイン
- 材料……屋根・壁面の質感、建具の材料
- 色彩……屋根・壁面等の基調色、アクセントカラー



(既存の街並みへのはめ込み例)



●コンパクトなたたずまいをつくる



●一休となった大きな建物は、小さく見える工夫を要する

●小さな部材に分割したり、露行させることで小さく見せたい

○屋根

屋並みの連続性は、歴史的町並み景観の重要な構成要素です。勾配屋根で、仕上げには和瓦などの伝統的な材料が用いられています。屋根の基調色は黒、灰色または茶系の落ち着いたものとなっています。



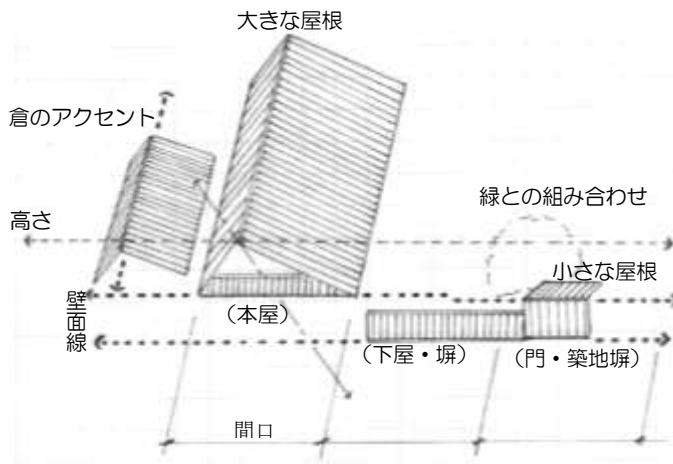
かつての宿場町佐治の家並み
(青垣町)



妻入り商家が続く河原町筋 (篠山市)

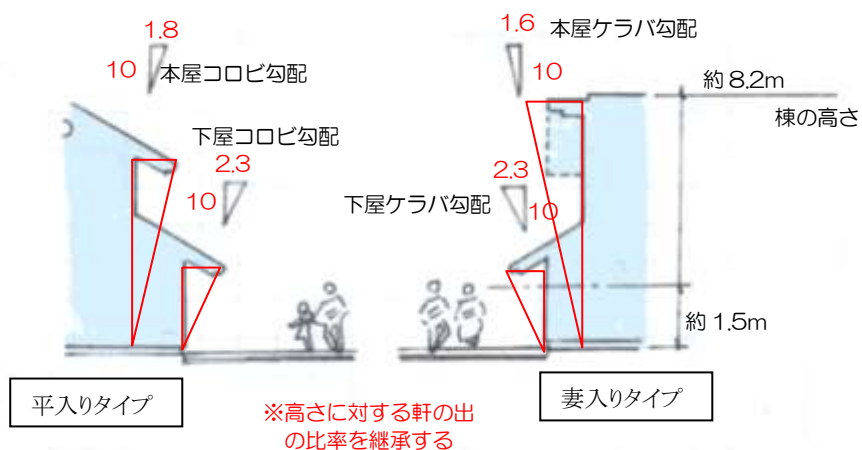


屋根の向きや勾配を工夫して、
通りの連続性を表現する。



福住の屋並み (篠山市)

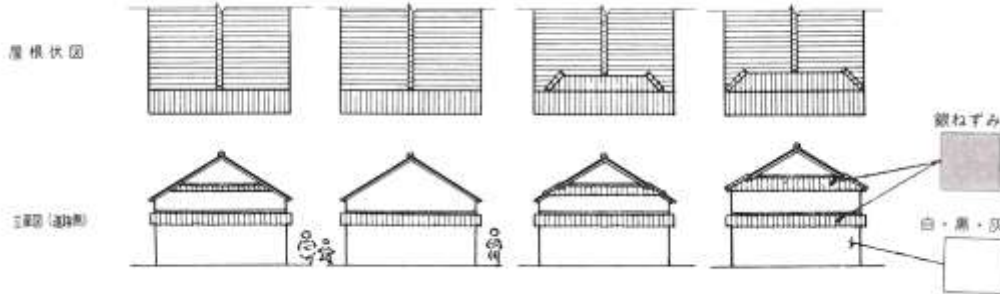
ケラバ勾配とコロビ勾配



○外壁

外壁には、漆喰や板張り等の伝統的な材料が用いられています。基調色は白、灰色または茶系の落ち着いたものとなっています。門、塀についてもこれと同様です。

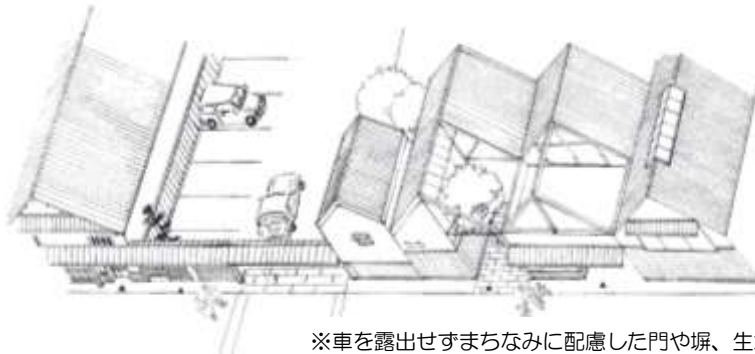
木材の肌合いのよさなど時間とともに味わいのでる材料とする。



○駐車場

道路に面して車庫や駐車場を設置する場合は、門や塀を設けたり、植栽で修景することなどにより周辺の町並み景観と調和するよう配慮しましょう。

まちなみに配慮した駐車場のイメージ



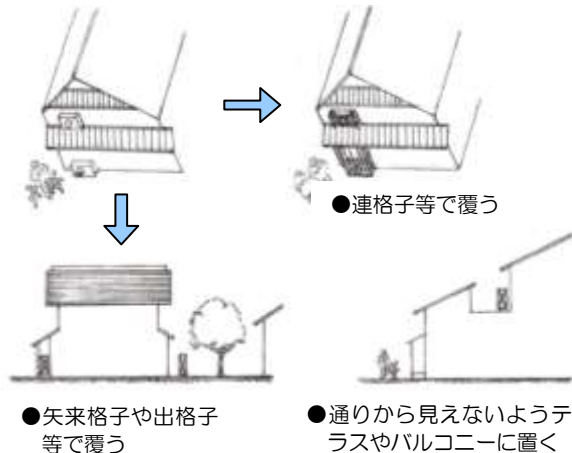
※車を露出せずまちなみに配慮した門や塀、生垣等で覆う。

○「通り」への配慮

商家や町屋では、通りとの接道部が半公共的な空間となっています。これを継承して、（公共空間と私空間を遮断するのではなく）一体感のある美しい空間づくりを心がけましょう。

身近な生活空間のたたずまいは、歩行者の目を基本とした親和的なヒューマンスケールのデザインを心がける。

エアコンの室外機などの建築設備は通りに露出しないように配慮する。



○落ち着いた色調

屋根や壁面の基調となる色は、落ち着いた色調となるよう、マンセル色標系においてR(赤)、YR(橙)系は概ね彩度6以下、Y(黄)系は概ね彩度4以下、その他の色相は概ね彩度2以下としてください。



建物の色調と緑の調和（青垣町遠阪）



屋並みと緑の調和（青垣町佐治）

○「歴町」型の住宅

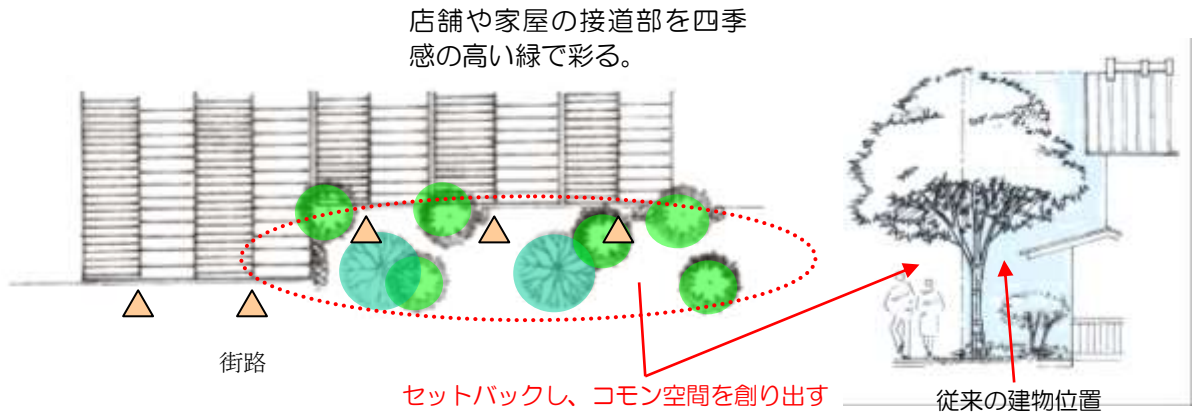
宅地開発を行う場合は、町割りや町並みと調和した区画割りとするとともに、建物の意匠や緑化修景などにも配慮しましょう。

5. 共有空間の緑化

歴史的に形成されてきた樹木による緑化手法を参考にして、美しい町並みを創っていきましょう。

○「際」の緑化、「節目」の緑化

他の区域との境界、敷地の境界、道路沿道、水辺空間、駐車場、広場、橋詰め、辻などの空間に景観木を植えましょう。



駐車場を彩る植栽



町かどの景観木



●建物と建物のすき間に緑地を入れていくことで、面的な広がりを分割していく。



玄関先や軒先を演出する緑（篠山市河原町）



町並みと調和した消火栓と鉢植え（柏原町）

○在来種の使用

丹波に適した在来種の樹木を用いてください。

6. 開発区域内の緑化

丹波らしい風景づくりのためには高木を育てることが特に重要です。開発面積 500 m²あたり 1 本以上の高木を開発区域内に植えてください。また、開発面積の 10%以上の緑地を開発区域内に確保してください。

緑地や樹木の配置にも配慮して、美しい町並み景観を創っていきましょう。

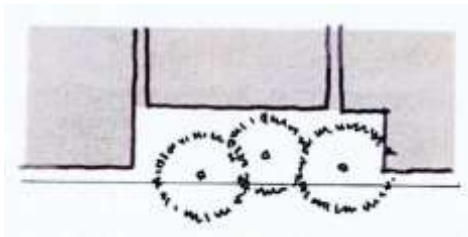
○緑地と高木

ここで「高木」とは、樹高が概ね6m以上に達する樹木（植栽時の樹高が概ね 2.5m以上のもの）をいいます。また、「緑地」とは、高木、低木、芝その他の地被植物で覆われた土地をいいます。

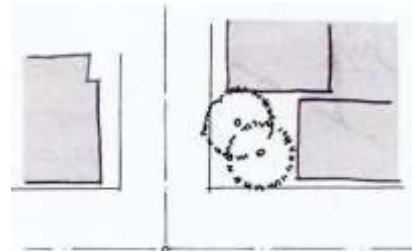
「空間の分節化」や「見え隠れ」といった視覚効果があることを意識して、高木を配置しましょう。高木の周辺には緑地を確保しましょう。その緑地の面積は開発面積の 10%以上を目安としてください。

道路や隣接敷地と一体的にコモンスペースを確保した例

ひとつの敷地だけでゆとり空間を確保することが難しい場合は、道路や隣接地と一体的にゆとり空間を造りこむとよい。



道沿いの「ひき」のスペースを生かす。



辻の一面を利用する。

森を生かす区域、森を守る区域のガイドライン

～丹波を包む大いなる緑の空間～

穏やかに地域を包み込む山並みは、森の国丹波の象徴であり、背景として常に存在するその姿は、丹波らしい風景の最も重要な構成要素となっています。また、森林は生きものの生息や水源の涵養、洪水の防止、大気浄化など、さまざまな機能をもっています。

しかし、近年では、林業の担い手の不足や高齢化、施業放棄林の増加などの問題が顕在化しており、丹波の文化を育ててきた森林が荒廃の危機に瀕しています。このため、林業の振興や林業労働者の育成を図りながら、森林の保全活動に積極的に取り組んでいく必要があると考えられます。

ところで、丹波の森構想では、自然を身近に感じ、親しみのある「森との語らいの場」を整備して、人と自然、人と人の交流を深めることとしています。そして、これまでに、丹波の森公苑やささやまの森公園などが整備され、現在、丹波並木道中央公園の整備が進められています。このような「新しい里山づくり」は、都市住民を含め、人々の関心を再び「森」に向けることに役立つでしょう。

これらのことから、「森」の空間（森を守る区域、森を生かす区域）では、丹波の財産である山地森林の保全を基本としながら、新しい里山づくりを進めていくことにしましょう。



1. 開発地の選定

森を守る区域では、開発や建築を避けてください。

森を生かす区域でも、独立峰の頂部、平地に突き出た尾根、スカイラインを構成する稜線の領域においては開発や建築を避けてください。新しく施設の立地を計画する場合は、谷奥の領域などで傾斜が緩やかな土地から選定しましょう。

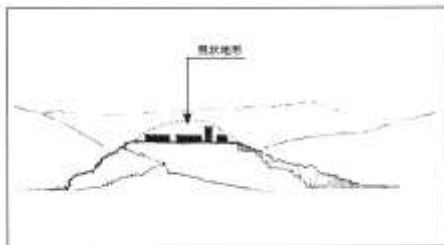
○森林の保全と風景の保全

「森を守る区域」は、山腹斜面の勾配が20度を超える山塊の区域を指定しています。開発には不適な土地であり、開発を行おうとすると大規模な土地の改変を伴います。

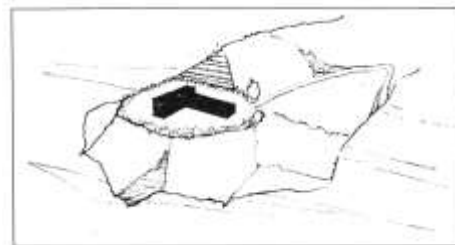
また、森を守る区域、森を生かす区域に関わらず、「独立峰の頂部、平地に突き出た尾根、スカイラインを構成する稜線の領域」は、丹波らしい風景の重要な構成要素です。

このような土地での開発を避けることが、「森」の空間づくりの基本原則となります。

×独立峰頂部では開発しない



×突出尾根では開発しない



×山の稜線では開発しない



○社寺等の眺望の確保

地区のランドマークとして親しまれている社寺（及び社寺林）への眺望を、新しい建物などで遮らないようにしましょう。



岬状に突き出た尾根の社寺林

○谷奥の領域

森との語らいの場……丹波では、その適地が「谷奥」の領域にあります。細い川筋を谷奥へと遡っていくと、多くの場合、ため池が見られます。そしてそこには、スギ林やヒノキ林に混じってケヤキやモミジといった広葉樹林が分布しています。急峻な山腹を特徴とする丹波にあって、この谷奥は扇状地状のなだらかな緩斜面となっていますが、谷川の急流によって運ばれた土砂が堆積した土地であるため、農耕や居住には向かず、雑木林の小さな森として継承されてきたのでしょう。

この谷奥の領域には、既に、少年自然の家、野外CSR施設などの自然と触れ合う施設が整備されています。また、登山道の出入口ともなっており、新しい里山づくりに最も適した空間とすることができます。



段丘上部に展開するフィンガー状の谷筋（市島町）



谷川と結びついた谷筋は貴重な生息空間となる（青垣町）



丹波少年自然の家（青垣町）



谷奥の自然公園に誘うエノキの並木（篠山市）

2. 森林等の保全

多面的な機能を持つ森林の保全に努め、健康な森づくり、丹波らしい風景づくりを進めましょう。

開発を行う場合は、開発区域内の森林をできるだけ残すようにしてください。また、それぞれの「森」の空間を特徴づけている地形、樹林地や樹木、貴重な植生を保全してください。また、水辺空間、歴史的な地物などを保全して、これからの空間づくりに活用していきましょう。

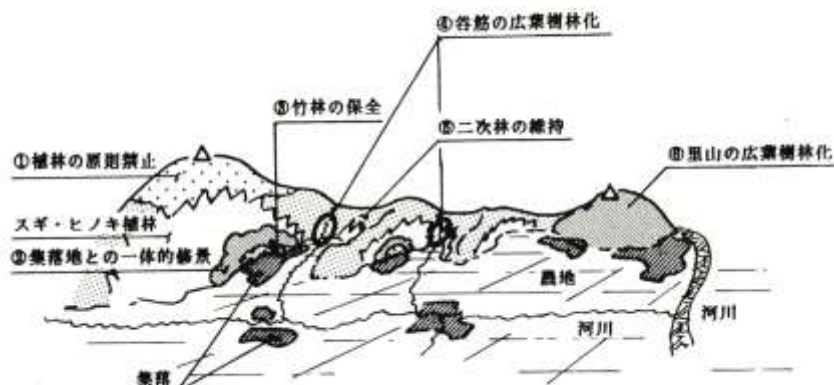
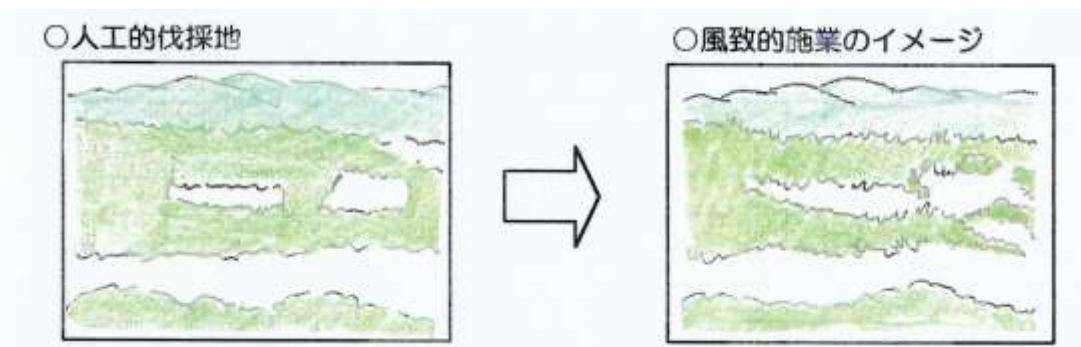
○森林の保全

開発面積に対して、次表の割合以上の森林を開発区域内に保全してください。このとき、さとの区域などからの眺望に配慮して、新しい建物を隠すように森林を配置しましょう。

ゾーニング	開発面積	保全する森林の割合
森を守る区域	—	50%
森を生かす区域	5ha 以上	
	1～5ha	40%
	1ha 未満	30%

○風致的な施業

直線的な伐採地の形状を避け、山並みに合わせた伐採など、風致に配慮した森林施業を心がけましょう。また、柔らかなスカイラインを作る尾根筋の二次林（アカマツ、コナラなど）を保全して、四季感に乏しい針葉樹の樹林地は山腹に配置するようにしましょう。



○森林の活用

ハイキング、山菜採り、自然観察、城跡巡りなどのリクレーシヨンの場として活用することとし、歴史的に形成されてきた「森の経」や「峠」を保全しましょう。



岩盤の際立つ三獄山頂（篠山市）



濃坂峠から望む篠山盆地(篠山市)



流域や盆地に張り出した独立峰の山頂部は城山で会ったところが多い。今も展望台や名所になっている。（市島町友政城址）



ランドマークとなっている独立峰や城山などを保全するとともに、地区の「風景見張り台」として活用する。



日ヶ奥溪谷にある山ノ神（春日町）



笹見の大滝（篠山市）



三尾山の夫婦岩（篠山市）



落ち葉で覆われた弥十郎ヶ嶽の仙道（篠山市）



コケ蒸す石階段の参道（篠山市岩屋観音）

○緑地などの保全

社寺林、古墳林、優れた樹木、貴重な植生、ため池、登山道などを保全して、魅力的な里山づくりに活用しましょう。

悠遊の森と調整池。緑に囲まれた水辺空間を形成している。



山裾の高台に位置する禅寺
(市島町石像寺)

石積みが風情あるたたずまいを演出している(青垣町常瀧寺)



尾根筋を活かした参道並木
(氷上町八柱神社)

4. 自然と調和した造成工法の採用

土地の造成は、自然の地形を生かした計画とし、土地の改変をできるだけ少なくするよう配慮してください。

○自然地形の尊重

山地森林の区域で造成を行うと、一般に、大きな造成面が生じて、「さと」などからの眺望景観に大きな影響を与えます。このため、出来る限り地形の改変を行わないことが基本原則となります。土地の改変を行うときは、いわゆる雛壇造成とはせず、小造成を多用し、自然の地形に沿った流線的でなだらかな造成計画とするよう心がけましょう。



山裾に密集する家屋（柏原町田路）

～地形に沿った土地利用が展開させている～



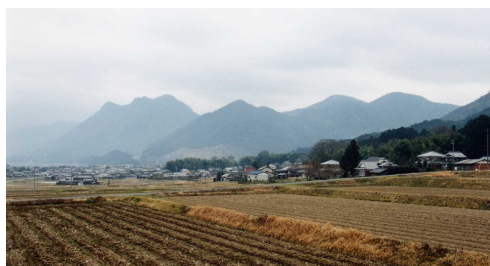
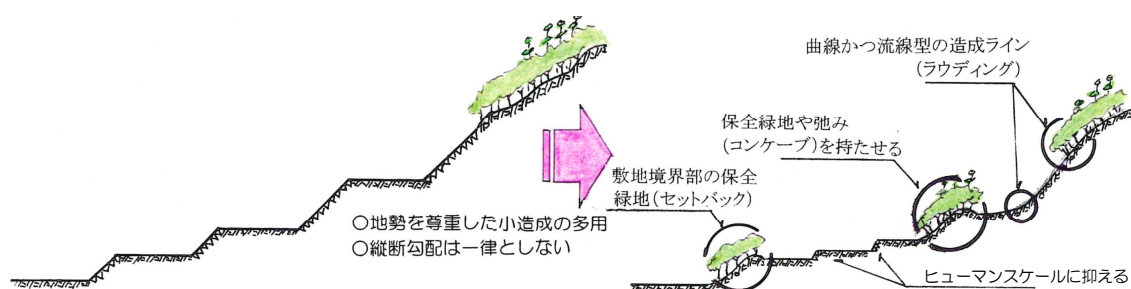
尾根に沿って分布する家屋（春日町朝日）



なだらかな山裾の稜線に沿って立地する家屋（春日町歌道谷）

○コンクープの演出

開発敷地は、単調な平面や一律勾配の斜面とせず、視覚に変化が出るよう、途中に変化や弛みを持たせましょう。道路の勾配にも変化を持たせましょう。



なだらかな尾根の小丘とよく調和した家屋群（春日町貝市）

5. 建物等の形態

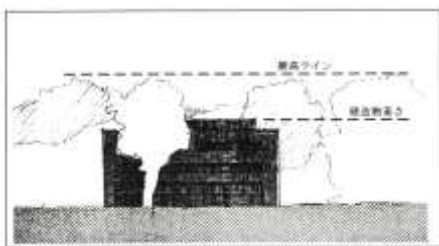
周辺の緑との調和やさとの区域からの眺望などに配慮して、建物等の形態は次表のとおりとしてください。

項目	基準値
建蔽率	60 %以下
高さ	15 m以下
床面積	500 m ² 以下
宅地開発の一区画面積	300 m ² 以上

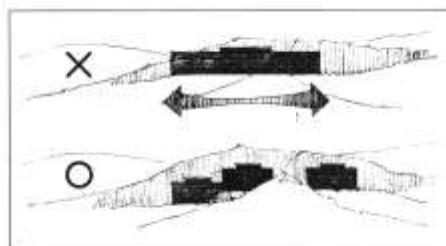
○「森」空間への収まりと山並みの眺望確保

高さや規模を押さえることで、背景の山並みや周辺の緑から突出せず、周辺の景観との調和が図られます。

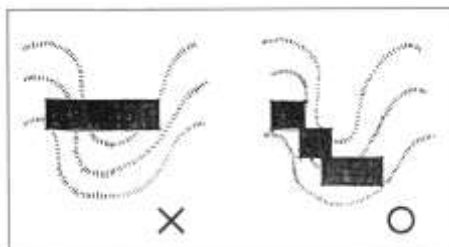
森林から突出しない



大規模な壁面を造らない



地形に合わせて分節化



6. 森と調和する意匠等の採用

周辺の緑、景観と調和した建物となるよう意匠、材料、色彩に配慮してください。

○自然景観に溶け込むデザイン

勾配屋根とし、木材、石材、土材などの地域の自然素材を用いると自然のなかに優しく溶け込みます。



日本は板文化。ログハウスのように重量感のあるデザインよりも、数寄屋風デザインやコテージ風デザインがマッチする。

(左：妙高山日ヶ奥キャンプ場、右：エルム市島)



白壁と瓦屋根の建築群で構成された丹波の森公苑（柏原町）

○野外に開かれたデザイン

広場や中庭を設けたり、デッキ、テラス、パーゴラ、テント、アトリウムなどの半屋外の空間を作り込むと、野外環境との一体感が得られます。

7. 新しい里山づくり

花や紅葉が美しい樹木によって、落葉広葉樹林化や混交林化を図りましょう。また、スギ、ヒノキの巨木化を図りましょう。

○自然地形を生かした緑化（落葉広葉樹林化、混交林化）



表情豊かな集落背後の広葉樹林
(青垣町菅原)



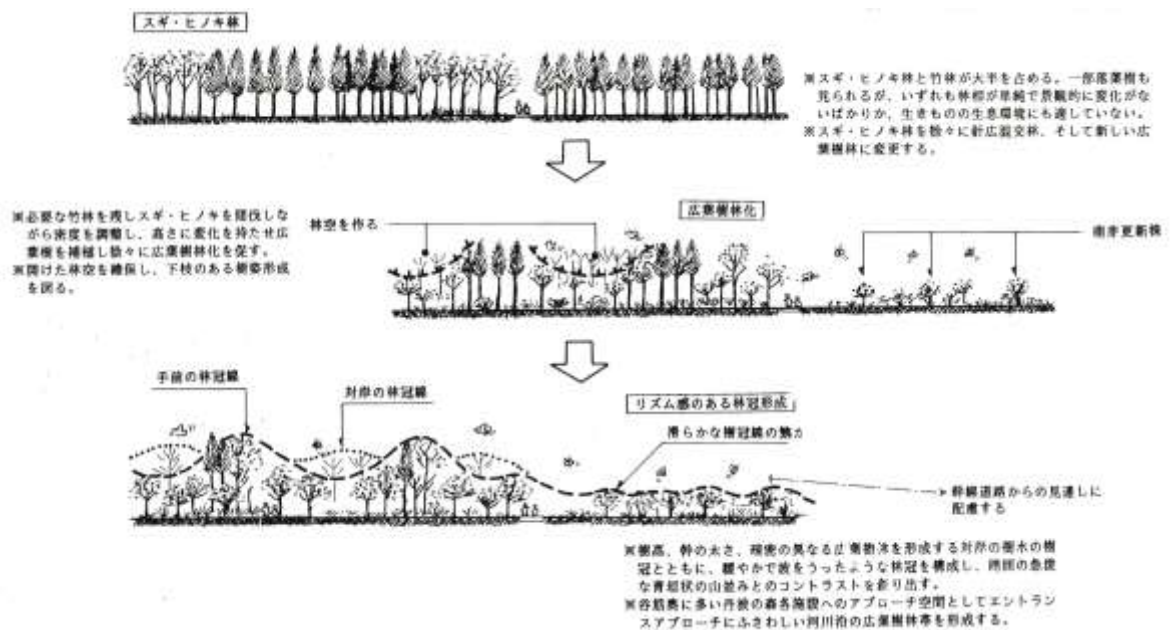
傾斜地のスギ林と手前平坦地の落葉広葉樹のコントラスト。垂直美のスギに対し、柔らかさを生む(青垣町和田)



スギーヒノキの針葉樹は審美的な整然とした修景に最適(青垣町菅原)



要所に合わせて常緑樹と落葉樹を組み合わせる(青垣町)





ささやまの森公苑の玄関部に位置する八幡谷ダムの桜並木。(篠山市)



奥行き感を演出する桂並木
(篠山市ユニトピア篠山)

○環境推移帯（エコトーン）の整備

「森」と「さと」の境界部にはエコトーンを修景整備する。



山裾の集落共同墓地との間に樹林地が分布し、「さと」と視覚的に分節(篠山市)



山裾のエッジを構成する緑地帯
(市島町森)

○在来種の使用

緑化修景にあたっては、気候、風土、土壌などの自然条件に適合した樹種が選択され、周辺の自然環境との調和した緑化が図られることが大切です。このような緑は、地域の豊かな生態系を育てることにも役立ちます。

丹波に適した樹種を用いて丹波らしい演出をこころがけましょう。



紅葉の名所「高源寺」のカエデ
(青垣町松倉)

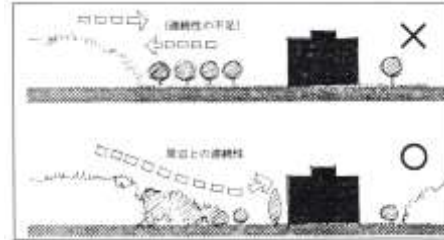
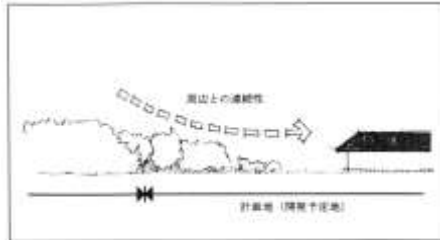


丹波の自然植生であるモミツガ林
(市島町神池寺)

8. 開発区域内の緑化

建物と樹木が一体となって美しい里山景観を形成するよう、開発区域内に樹木を植えてください。

森林との連続性を考慮する



○交流施設の計画例

さとの区域と森を生かす区域の一体的な整備を計画した例



V 参考資料



丹波地域の空間特性

丹波では小さな山々の連なりと、その山並みに囲まれて長く続く谷底平野や盆地が風景の骨格を形成しており、地域を象徴するような際だった地形や地物はないものの、山々に囲まれた農地、まちや集落、歴史的建造物、木々の緑などの要素が微妙なバランスを保って調和していることが地域空間の特徴となっている。

～丹波らしさを構成する要素～

比高 600m前後の山並み、山裾から切り立つ山地形状、盆地状の地形の連なり、川筋・谷筋に沿った道路網の発達、城下町・宿場町等を母体とする中心市街地、山裾の集落立地、ひろがりのある農地、農道・参道・畦、川・水路・ため池、鎮守・河畔林・里山林・景観木（多様な緑）、社寺・地蔵・石碑等（歴史遺産）……



多様な移ろいを見せる丹波の山容と田園風景

○地勢

丹波の低地は、佐治川や竹田川が拓いた標高 80～100m の「流域低地」と篠山川が拓いた標高 200m 以上の「丹波盆地」によって構成されている。最も高い国見山の粟鹿山が 962m、他はほぼ標高 700～800m の山々で囲まれ、比高は 600m 程度となっている。

佐治川や竹田川の流域低地は、沖積地で構成され、「低地」でありながら、氷上盆地や市島盆地のように「盆地」と形容されるのは、主要な沖積地である流域に張り出した安全山や霧山といった孤立峯的山稜によって囲まれているためである。

丹波盆地は、文字通り多紀連山等の山々で囲まれた盆地領域を構成し、盆地北部の山裾部に篠山層群が見られるものの、盆地内の低地部は篠山川の沖積地となっている。流域低地や丹波盆地は、隆起と沖積作用によって土砂が堆積して山裾部が埋まり、急峻な山裾を構成する要因となっている。このため、播磨のように棚田や宅地に開墾されること無く、緑の山容が山裾部まで保全され、家屋と山々の緑が接する印象が高く、「森の国」と呼ばれるひとつの背景となっている。

また流域低地、丹波盆地とも、取り巻く山稜によって 4～5km 圏の視覚領域を構成しており、比高から考えると、人は見上げることなくまっすぐ正対した状態で、こんもりとした山容や季節によって山稜の樹冠までもが目視される程良いスケールの空間となっている。このため丹波では、季節や気象変化といった微気象によって多様な表情の山容を楽しむことができる。

丹波地域の北東部の 2/3 は、古生層の固い岩盤であり、残る 1/3 の氷上町から今田にかけて丹波石の流紋岩を産する生野・有馬層群となっている。古世層は固くしっかりとした基盤であり、地震に対しては、県下でも有数の安全な地域といえる。入山しやすい谷筋や巖は、主にスギ・ヒノキの植林地であり、尾根筋はアカマツ・コナラの二次林となっている。

○気候

日本海型と瀬戸内型の間の中間の内陸性気候であり、年間の寒暖さ、特に昼夜の気温差が大きい。冬季降水量が少なく、秋霖よりも梅雨期の降水量が多いため瀬戸内型に属するが、冬季の湿度が高いため日本海型に近い特徴を有する。山々に囲まれているため、盆地内では風は弱いが、谷筋や峠ではビル風のような突風が見られるところもある。春の神戸を上回る日照時間の長さ、夏の午前中の過ごしやすさや夕立の多さ、乾燥しやすい秋の盆地霧や湿潤な冬など、他地域と異なる丹波地域の気候特性は、4月の晩霜を除き総じて農作物（植物）の生育にとってプラスの好条件となっている。

□春季（3月～5月）

- 一年を通して最も日照時間が長く神戸を上回る反面、県下で最も雨天日が多い。
- 阪神間に比べ気温はやや低いものの概ね穏やかな気候であるが、3月低気圧が太平洋側を通過するとき、突然の寒波や大雪に見舞われる時がある。4月は一日の気温変化が最も激しく、日較差が20度近い日も見られ、場合によっては晩霜が記録されている。

□夏季（6月～8月）

- 梅雨期の降水量が最も多く、6月は長雨、前線が停滞する7月は集中豪雨となり、一日当たりの降水記録は、ほとんど7月に集中している。
- 昼夜の気温差が大きく、日中は県下で最も気温が高くなる。特に風の無い盆地内では38度を越すことも珍しくないが、朝方の冷え込みによって午前は過ごしやすく、一日の平均気温を下げる要因となっている。
- 周囲を山々に囲まれているため、夏の日差しによる上昇気流が発生し、夕方には積乱雲が発生しやすく夕方の雷雨が多い。

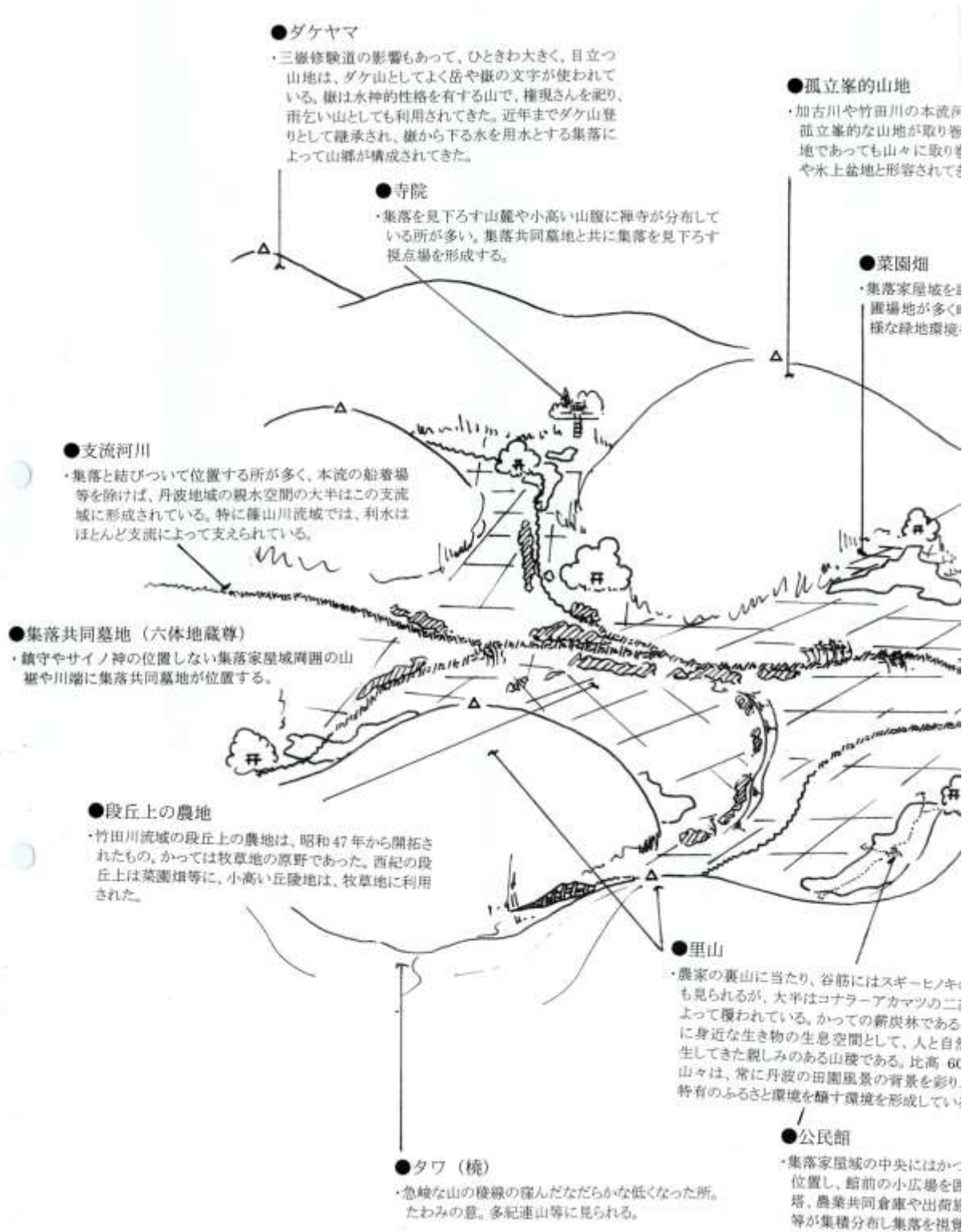
□秋季（9月～11月）

- 9月は6月に次いで降水量が多く、台風と重なれば洪水被害を生じやすい。
- 10月には盆地特有の湿気が夜半になり山に沿って冷気が潜り込み、霧が発生し、盆地全体がベールに包まれる。快晴日起こりやすく、立秋頃から年間60日余り、10～15日は濃霧となる。昼夜の気温差が大きいため、紅葉は特に美しい。11月下旬には多紀アルプス等に、初雪を見る。

□冬季（12月～2月）

- 盆地特有の放射冷却により冷え込みは激しく、山岳地を除けば県下で最も寒い地域といえる。
- 根雪期間は北部で20日余り、積雪は20cm程度となる。初霜は10月下旬から、晩霜は3月下旬頃、年によっては4月下旬に記録されている。

○風景の構成要素



川と支流河川の合流部は
いている。このため沖積低
かれた印象から市島盆地
いた。

●神奈備

・優美な山容の孤立峯的山地や小丘は、かつての神奈備山であったところが多い。いくつかの領守境内に見られる選拝所はこれらの山を愛でる視点場である。近世の雨乞い神事にも使用された記録は無く聖なる山としてあがめられてきた。

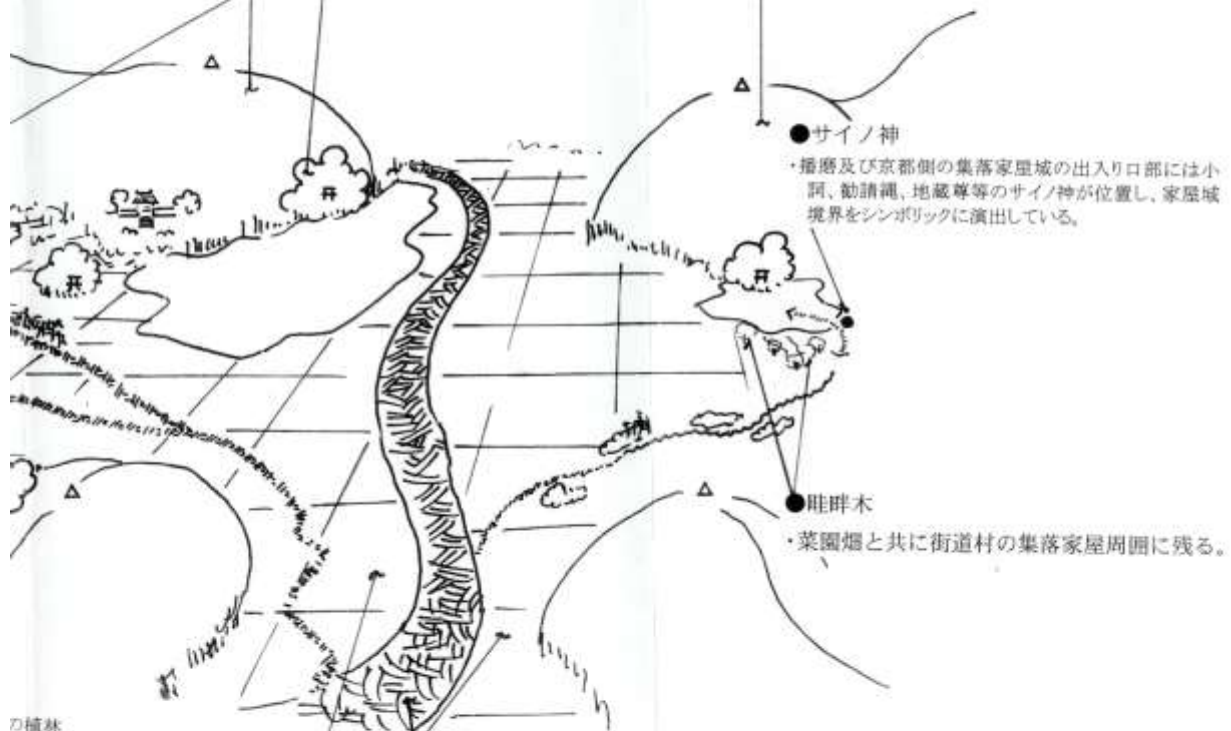
のり巻くように自家用菜園畑を形成。未
田畔や稲木の残り、際の水路と共に多
を形成。家屋の見え隠れを演出する。

●領守

・各集落の山麓の谷筋や微高地に領守が鎮座し、集落家屋域を特徴づけるこんもりとした神社林を構成している。

●城山

・流域に張り出した見通しのきく小高い山稜は、かつての城山であったところが多い。地勢に対応してかつての荘園領域毎に分布し、今も地域を特徴付けるランドマーク的山稜を形成している。



●サイノ神

・播磨及び京都側の集落家屋域の出入り口部には小祠、勧請祠、地藏尊等のサイノ神が位置し、家屋域境界をシンボリックに演出している。

●畦畔木

・菜園畑と共に街道村の集落家屋周囲に残る。

●本流河川

・県土の分水嶺に源を発し、丹波地域をほぼ縦貫し他地域へ流れ込む河川を本流河川として捉えている。加古川、竹田川、篠山川がこれに当たる。いずれも各流路は流域断面の中で最も低い所を流下する形になっている。加古川と篠山川では、ほぼ全域にわたって桜が堤防にそって植栽されている。

●本流河川沿い農地

・洪水の多い川沿いの沖積層は、灌田として一毛作田に利用した。洪水が起らなければ露けものといった形で耕作された。

の植林
大林に
と同時
ちが共
40mの
、丹波
5。

のの惣堂である公民館が
むむように消防小屋、半鐘
設置、防火用水池、地藏堂
化している。

○地域構造

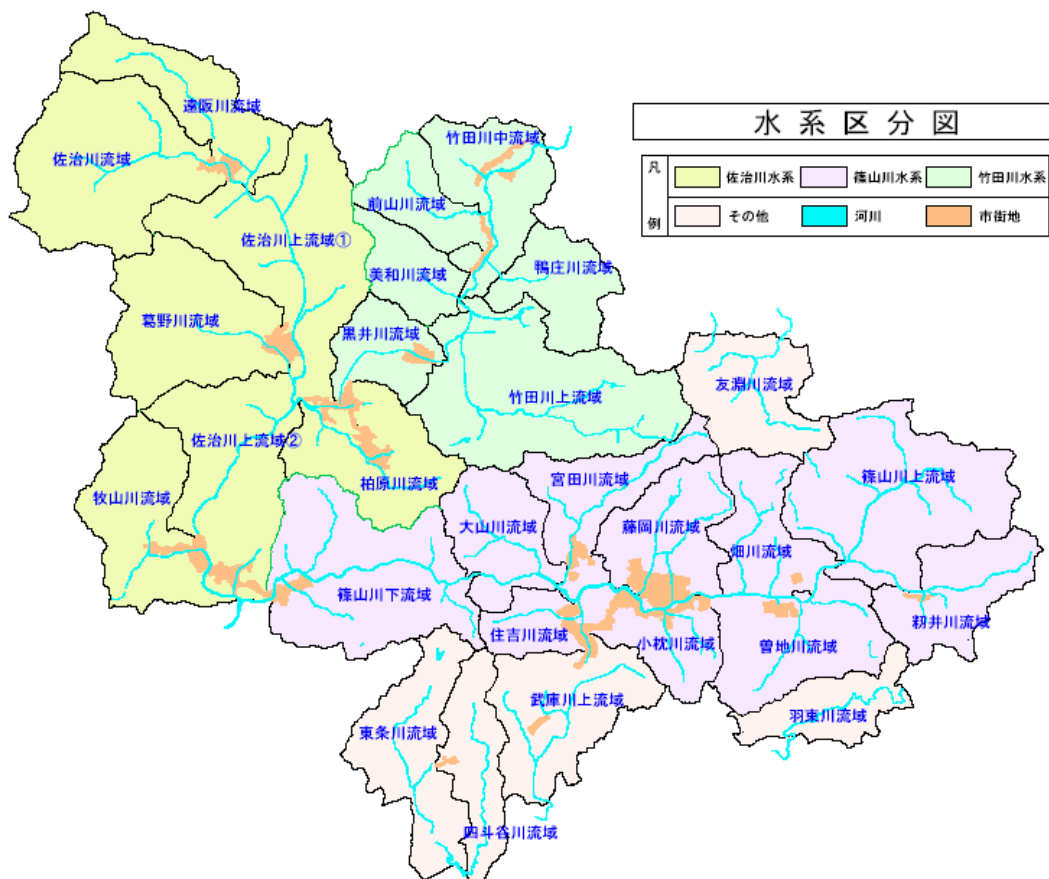
丹波は地域の75%が山地であり、山々に囲まれた盆地領域は幾筋かの河川によって相互に結び付けられている。地域は、佐治川、竹田川、篠山川、武庫川の4つの水系に大別され、本流河川と支流河川の合流部に主要な市街地や大集落が位置する形になっている。

盆地領域は、比高 600m 余の低山に囲まれているため、山がちな地域であるにもかかわらず狭隘な印象は少ない。また山裾は急峻ながら、山頂部の稜線はなだらかな山地形状となっており、全体としてやさしい印象を醸し出している。

本流河川から伸びる支流河川は、ほぼ 6km 余の奥行きであり、その左右に 2km 程度の谷巖が形成されている。但馬や播磨などの他国と結ぶ幹線道は、ほとんど本流河川に沿って構成されており、里道の山越え峠道はあるものの、支流域のフィンガー状の谷筋は、山々に囲まれほぼ袋小路のような形の空間印象となっている。

その谷筋に位置する集落家屋は、治水の安定と街道整備に伴って、徐々に山手の高台から裾部の低地へと移動しながら塊村集落を形成してきたものである。このため、谷筋奥の山裾部に広がる植林地や畑地は、かつて屋敷地であった土地を用途変更したものであり、谷奥がゆったりと余裕のある土地利用となっている。この結果山に向かって開墾していった播磨や開拓村の多い但馬の山村とは異なる丹波特有の伸びやかな谷筋の土地利用を展開している。

このように周囲の山々と川、低地といったエレメント（部品）が構成する各支流域の谷筋領域は、丹波地域では同質的なランドユニット（地勢の基礎単位）を構成しており、空間スケールを変えながら川筋で結びついて繰り返し構成され、丹波地域はこの「水系を単位とする地勢」によって階層的に組み立てられているといえる。こうした地勢による空間構造は、その後展開する歴史を見ても明らかのように、結果として丹波地域の自然と人間の営む生活環境を可視化したものであり、丹波の生態系や社会を捉える基礎的な空間単位といえることができる。



○丹波地域のランドユニット区分

水系	支流域等 ※ランドユニット	荘園名	城址	総社
由良川水系 (竹田川)	竹田川上流域	春日部荘・三井荘	野村城	春日神社
	黒井川流域	船木荘	黒井城址	船城神社
	鴨庄川流域	三和荘	日内城・小富士城	鴨神社
	美和川流域	三和荘勅旨田	留堀ヶ城	三輪神社
	前山川流域	前山荘	誉田城	一宮神社
	竹田川中流域	前山荘・御油新荘	日裏ヶ城	伊都伎神社・神野神社
	(市島盆地市街地)	吉見荘	鹿集城	天満宮
由良川水系 (友淵川)	友淵川流域	草山荘	本郷城	梅田春日神社
加古川水系 (佐治川)	遠阪川流域	佐治荘	山垣城	熊野神社
	佐治川流域	心楽荘	小和田城	佐地神社
	(佐治市街地)	佐治荘	—	—
	佐治川上流域①	葦田荘・由良荘	東芦田城・香良城	伊尼神社
	葛野川流域	葛野荘	森山城	内尾神社
	(水上盆地市街地)	葛野荘	—	—
	(石生市街地)	石負荘	カンジウジ城	岨部神社
	柏原川流域	柏原荘・新屋荘	八幡山城・高見城	八幡神社・新井神社
	佐治川上流域②	沼貫荘	母坪城	伊尼神社
	牧山川流域	井原上荘	岩尾城	牧山神社
加古川水系 (篠山川)	篠山川上流域	大芋荘・藤阪荘・草上荘	豊林寺城・藤阪城・荒木城	櫛岩窓神社・梅田春日神社・左近神社
	靱井川流域	靱井荘・小野荘	靱井城	住吉神社・熊野新宮
	曾地川流域	日置荘、曾地荘・波々柏部保	淀山城・沢田城	春日八幡・波々柏部・磯宮八幡宮
	畑川流域	畑荘・多紀荘	八百里城	佐々婆神社・春日神社
	藤岡川・小枕川流域 (篠山市街地)	岡屋荘・三箇北荘・安行荘・小多田保・三箇南荘・吹荘	飛山城・杯山城・少将山城・吹城	大売神社・轟八幡
	宮田川流域	宮田荘	上坂井城・垣屋城	河内多々奴比神社
	住吉川流域	味間二品勅旨田	平野城	住吉神社
	(丹南市街地)	大沢荘	岩崎城・酒井城	春日神社
	大山川流域	大山荘	大山城	神田神社
	篠山川下流域	井原下荘・栗作荘	岩屋城・玉巻城・太田城	一宮神社・高座神社
加古川水系 (東条川)	東条川流域	櫛原荘	木津城	住吉神社
	四斗谷川流域	小野原荘	小野原城	住吉神社
武庫川水系	武庫川上流域	犬甘荘・油井保・主殿保	油井城	二村神社
	羽束川流域	後川荘	—	春日神社

○歴史

丹波は、出雲と大和を結ぶ大陸文化の伝承ルート（古代山陰道）にあり、大陸文化の影響から、肥沃な堆積地に田園地帯が早くから開墾された。中世には、大小30余りの荘園が地勢に対応するように形成され、その後も近世に至るまでこの荘園領域毎に地頭等の小領主支配が続き、宮座や入会権など丹波の集落慣行の大半は中世来のものである。近代に至るまで、街道等に沿って京と上方文化の影響を受けながら口丹波（亀岡等）や中丹波（福知山・綾部等）とは異なる独自の文化を育んできた。粟、大豆、茶、まっただけ、丹波牛、立杭焼、丹波布、稲畑人形といった特産ブランドの多さも、都や上方での名声が要因となっている。また近世には、加古川の船運が開かれ、瀬戸内へは米や木材が、丹波へは塩が多量に運ばれ城下の市は、三丹一にぎわうと云われた。

江戸時代には、氷上郡は、外様大名である織田藩をはじめとする24の旗本に小領分扱されたが、多紀郡（現在の篠山市）は、ほぼ全域が譜代大名の篠山藩領であった。この結果、氷上郡は概して穏やかで特筆すべき百姓一揆は見られないが、多紀郡では大小60余件の一揆が記録されている。

明治9年、氷上、多紀の西丹波は兵庫県に編入され、京都よりも阪神地域の産業・文化の影響を強く受けるようになっていく。現在、丹波の森構想に基づき、地域が培ってきた豊かな丹波の自然と息づく伝統文化等を生かした地域整備が模索されている。

○荘園

丹波地域では、中世に寄進型荘園が地勢に沿って、小さな盆地領域ごとに形成された。中世から戦国期に至る山城の守護や領主も、ほぼこの荘園領域を一国として形成している。したがってこの歴史的な荘園領域も、地勢に沿って形成されたものであり、今日の「フィンガー状の谷筋を形成する支流域」や「複数支流域の出合う盆地領域」といったランドユニットと概ね対応した圏域構成と成っている。

そして千年余にわたる荘園領域は、地域の入会権や宮座、氏子などの祭祀組織を通して、今日まで生活文化や集落慣行として継承され、地域の基礎的な文化圏域となっている。また味間の茶畑や牧山の薬草のように支流域ごとに特産の農作物等を有している所も多く、丹波地域では地勢と歴史的な生活文化圏域は、荘園領域として概ね一致する特徴を有している。

○植生

社寺や一部の急峻な尾根や谷筋を除けば、山稜の大半は、二次林によって構成されている。篠山盆地周囲は、乾性型土壌のためアカマツ-モチツツジ群集で覆われ、標高が高いところほどモチツツジに変わりコバノミツバツツジが優占する形となっている。未熟土の多い旧今田町や山南町周辺は、天然性のアカマツ林が見られるが、現在北側斜面を中心に松枯れ被害が多く見られる。氷上町や春日町では、乾燥しやすい尾根筋は、アカマツ林、山腹から谷筋はスギ-ヒノキの植林地となっている。特に山腹の急峻な青垣町では、集落背後の山腹や谷筋の一部を除きほぼ全山植林地となっている。また旧西紀町や丹南町、そして市島町では乾性を避けるようにコナラ林が帯状に細かく分布している。人が入らなくなった山腹では、クマザサが繁茂しているところも多く、溪流沿いにはモミジ等の落葉広葉樹林が見られるほか、河川沿いや集落背後には、ケヤキの大木を有する竹林が繁茂している。田の畦や水路法面には、七草等の四季折々の草花が見られ、それぞれの本流河川にそって桜並木が形成されている。

貴重植生としては、山々の垂直分布を反映し、山頂部の社寺に自然性の高いモミ林が見られる他、低地部の社寺にコジイ林、谷筋の溪流沿いにはこけ・シダ類の草本の希少植生が見られる。篠山盆地には、祠と結びついた単独の古樹名木が多く見られる他、岩肌の多紀連山等の山頂部では、イワカガミ、シャクナゲ等の高山植物も見られる。

丹波の山々

丹波の山々は、日本海と瀬戸内の分水嶺に位置するものの標高 1,000mに満たない低山であるため、古来から修験場として用いられるなど、山々と人々の生活には深い関わりがある。山々はその伝承や信仰等から次のように8つのタイプに分類できる。

いずれも似通った低山がひしめいているにも関わらず、人々は一律に扱うことはなく、その形状、高低差、位置、規模、傾斜等の特徴を観察し、洞察するなかで、それぞれの山の特質に合った活用を図ってきたことが伺える。

- 1) 国見山（氷上、多紀が一望できる視点場）
粟鹿山、三国ヶ岳
- 2) 丹波富士（富士に似た優美な姿）
大箕山、小富士山、高城山
- 3) 神奈備山（神が降臨し鎮座した聖なる山、ランドマークとなっている）
荒木山、小富士山、小南山、御在所山、盃ヶ嶽、岩倉山、八百里山、剛山、高城山、御射迦山、四季山、北山、立石山、前山
- 4) 雨乞い山（修験者が縦走した山塊のなかで一段と高いところ）
高砂峰、吼子尾山、竜王山、カヤマチ山、高取山、天ヶ岳、譲葉山、万燈山、堂の峰、法連坊山、八ヶ尾山、小金ヶ嶽、峠山、三嶽、西ヶ嶽、岩谷山、満燈山、夏栗山、内ヶ蔵谷山、西光寺山
- 5) 端山（死者の霊が最初に登る目印となる小高い盛り上がった山、葬場・殯山のこと。ヤマはハカに通じ山麓に古墳が多い。葉山・羽山とも書く）
波賀尾岳、衣笠山
- 6) 城山（旧荘園領域の見張り台として流域や盆地を見下ろす視点場）
烏帽子山（烏帽子城）、森山（森山城）、吼子尾山（東芦田城）、弘浪城（高山寺城）、白山（赤井城）、高見城山（高見城）、蛇山（岩尾城）、東山（太田城）、石戸山（岩屋城）、霧山（氷上城）、城山（保月城）、小富士山（小富士城）、三尾山（三尾城）、金山（金山城）、松尾山（高仙寺城）、東城山（吹城）、権現山（飛の山城）、盃ヶ岳（盃山城）、八百里山（八百里城）、高城山（八上城）、仁人道嶽（東山城）、木津城山（木津城）、荒木山（荒木城）白尾山（靱井城）、山垣城、小和田城、粟住野城、母坪城、玉巻城、柏原陣屋、日内城、大路城、篠山城、勝山城、小野原城、誉田城、大山城、小将山館、沢田城、淀山城、豊林寺城
- 7) 山岳宗教（今も古刹が位置する信仰の山）
岩屋山、五台山、五大山、親不知、妙高山、行者山、三組尾、高山、天狗山、東山、妙見山、竹林山、弘浪山、毘沙門山、行者山、燈明寺山、行者山
- 8) 鉄山（タタラ跡の残る入会山、大半は社寺が祀られていない）
大海山、石金山、石土山、小南山、入船山、甲賀山、明活山、鹿倉山、鷹ノ巣山、御在所、高王山、太平山、妙見山、櫃ヶ嶽、富の山、愛宕山、中尾の峰、衣笠山、黒頭峰、夏栗山、金山、岩坂山、御射迦山、御狩山、寺山、西光寺山、和田寺山、笛吹山、弥十郎ヶ嶽、村雲山、虚空蔵山
- 9) その他
 - ・海見山（瀬戸内海が見えた）
 - ・トンガリ山（丹波槍）



凡 例

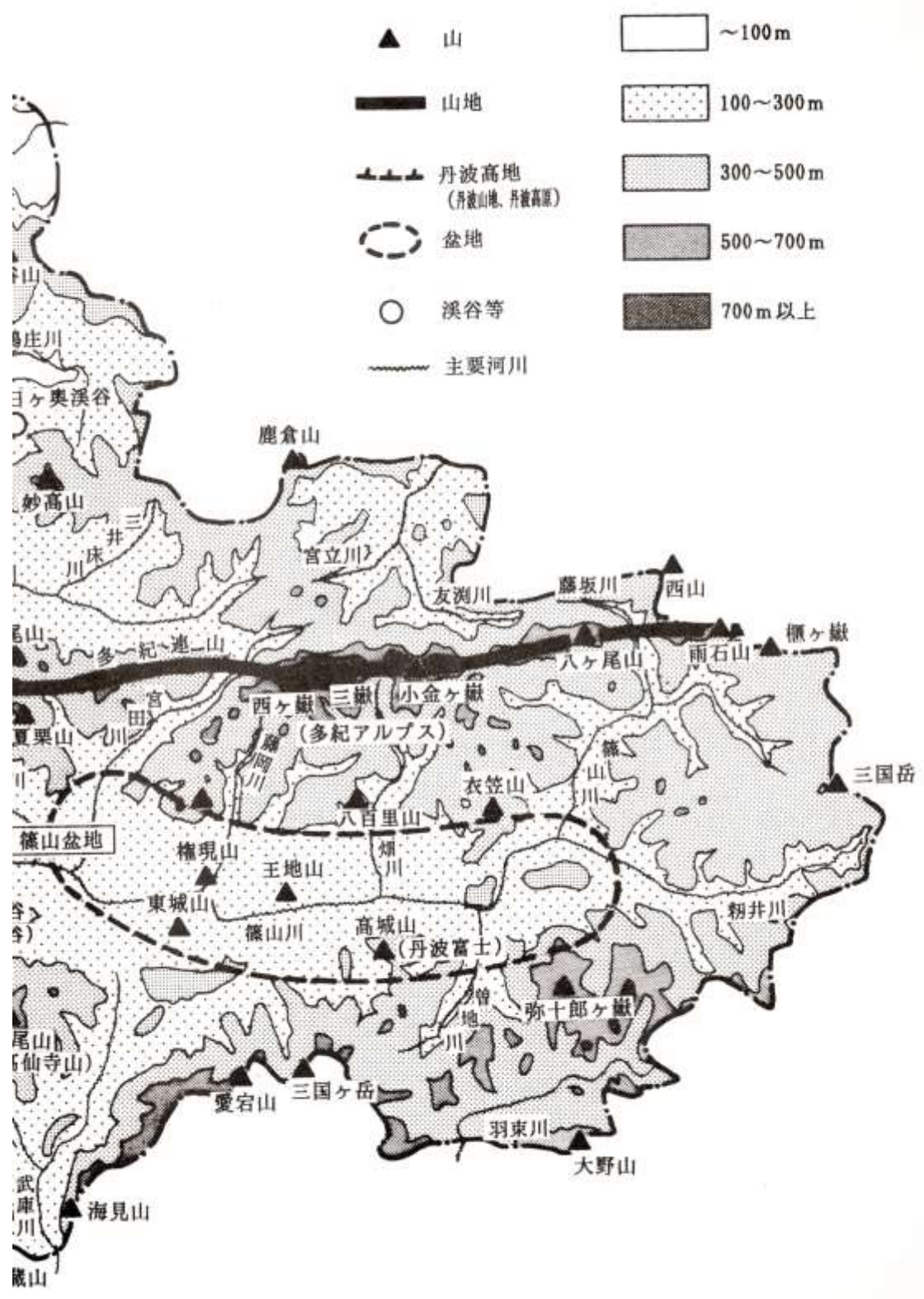


図-1-5 主要な地形名称・位置図

丹波の歴史的な町

■篠山

篠山城は、今から400年前の1609年（慶長14年）に築かれた。当時関ヶ原の一戦に勝利を治めた家康が、大阪城と西国大名に睨みを効かせるため設けられた。実子である松平康重を常陸から丹波の八上城に移し、新城を築くことを命じた。康重は、八上城の西方に広がる盆地中央に散在する王地山、笹山、飛ノ島の三つの小山を候補地に選び報告すると、家康は、「東に王地山があるのは武運長久のしるしである」として笹山に即決したという。姫路城主の池田輝政を普請奉行に命じ、縄張りは、藤堂高虎が担当し、西国15ヶ国20外様大名による天下普請として行われた。縄張り形式は、高虎が得意とした方形で、輪郭式と梯郭式を併用したもので、高虎の懐刀と云われた渡辺勘兵衛了が担当し、1年一ヶ月の突貫工事で完成した。笹山と言う小山を利用した平山城で、築城術が最高に達した慶長中期の作で、天守は、用材を準備しながら、「城郭構造全体が予想以上に堅固のため」築城されなかったといわれている。

篠山城下町は、松平康重の家老岡田重綱を地割奉行として普請された。城郭を中心に山陰街道を北の大手にまわし、南を東西に弧を描いて流れる篠山川を防衛の第一とし、その中に東西、南北それぞれ横町、縦町を作った。元来この地は笹山の小山をめぐる黒岡という農村で、東西南北の地割は、条理の地割に基づきながら、外堀の周辺に侍屋敷を設け、これを囲む街道筋に町屋を、廃城になった八上の城下から移し、さらにその外側に侍屋敷を置いている。ほぼ城下町が完成するまでに、5～60年を要したといわれ、侍屋敷地区と町屋地区の面積比率は、3対1であった。町内道路は、見通しを防ぐため、屈折やT字交差とし、街道筋の街角の要所には八上の城下であった寺院を配して出城の役割を持たせ、特に京口に当たる旧篠山川河道の河原町筋は、「く」の字形の道路の屈折箇所それぞれひとつずつ計三つの寺院を配している。北から南へ流れる黒岡川の水は、各町へ分流して侍屋敷と町屋との町割を整然と区画すると同時に、防火、防水対策まで考え、本流が篠山川と合流する手前で、直角に屈折させ、篠山川と並行に西方へ流し、防衛の第二線としている。築城の際笹山の小丘にあった春日神社を北の小丘に移し、築城の候補地であった王寺山に藤井松平時代の本経寺と稲荷を祀り、網ひとつの候補地飛ノ山には歴代城主の菩提寺と徳川の御霊屋を設け、共に聖域とし、町全体を城塞化している。

こうした城下町の面影は、今日の篠山市街地の骨格として色濃く継承され、妻入り民家群の河原町の商店街や御徒士町の茅葺入母屋づくりの残る武家屋敷の町並や社寺配置が、往時を忍ばせている。市街地を囲むように分布する社寺を祀った小丘や武家屋敷や掘割沿いの竹林そして黒岡川沿いの松林や竹林の緑によって幾重にも市街地を取り巻くような緑の結界を形成している。篠山市街地を柔らかく包み込む小丘等の緑は、市街地の無秩序な外延的拡大を防ぐと同時に、旧城下町の区画の街路から緑のアイストップとして知覚され、周囲の田園地から望めば、かつての城下町が、緑に包まれた領域の中に息づいているように展望される要因となっている。

■福住

往古は、小野庄、馬継郷、中世の靱井庄に当たる領域である。小野氏が当地を荘園化したのに始まり、古代山陰街道として多紀三駅のひとつ小野駅が設置され、やがて駅に要する馬糧地が一の坪、二の坪、三の……として設置され、現在の二の坪の地名として伝えられている。福住の地名は、上の坊と呼ばれた如来寺の鬼門の地に当たることから、福隅としたと多紀郡史に書かれている。江戸時代には本陣、脇本陣も置かれ、魚市等も開かれた。篠山城下の大手門から三里の地に当たり、一里松として道の両側には最近まで松の大木が残り、大きな妻入りの軒の深い農家の民家と虫籠窓や格子を有する白壁平入りの切妻町屋が13棟立ち並んだと云われる年貢米収容の「御蔵」や酒造と共に旧街道に沿って混在するたたずまいは、福住特有のものである。なお北にそびえる山が神奈備の白尾山で、「丹波の青鬼」と云われた靱井越中守教業の居城であった靱井城である。

■古市

地名の通り古来から市が立ち、戎を祀り、油井の新田村として町場を形成したところである。柏原から三田に至る山陰裏街道に沿った宿駅のひとつ。緩やかに蛇行する旧街道に沿って平入りと妻入り家屋が混在した街並みが約 1km にわたって残っているが、大半の家屋はサッシ化や看板建築によって改装されている。アイストップとなる不來坂の山稜の土取り地が大きな環境阻害要因となっている。

■立杭

篠山市今田町の立杭（上立杭、下立杭）は、日本六古窯のひとつ、丹波焼の里として広く知られている。妻入りの農家が混在する典型的な山裾集落のたたずまいであるが、その中に今も 60 戸の窯元の 30 余の登窯が残っており、山裾のあちらこちらに見られる穴窯や軒先の丹波焼とともに、現役の陶郷の町としての風情を漂わせている。

丹波地域にあっては珍しく山腹がなだらかで、良質の陶土を産出したことから窯業が発達した。山腹の斜面を利用した約 40m の窯は立杭独自のものであり、県の民族文化財にも指定されている。

■柏原

古くは安田庄と称す。平安期より石清水八幡宮の所領として開発され、入船山に石清水八幡宮の別宮として柏原、東奥、見長、北中、南多田、小南、室谷の総社である八幡神社が設けられ、参道の新市場町で牛市が開催された。足利時代には、久下氏が覇を唱え、占有するところとなり、その後秀吉の直轄地となり信長の弟織田上野助信包の三万五千石城下町として発展する。53 年後には天領となり、その後 45 年間大津代官の支配するところとなるが、江戸中期の元禄 8 年大和宇陀より織田信休が 2 万石として転封され、その後明治維新に至っている。

現在の街並みの骨格は、秀吉の慶長検地以降に城下町として築かれたもので、大手町、北中町、北町、南町、竪町、西町、東町に侍屋敷を設け、石田町、古市場、新町、本町、上中町、下町、商家等の町屋を配した。その後新町が築かれ、織田信休の就封後横町、南横町が形成されている。織田信包三代の藩主邸は北町に位置し、織田信休以下歴代の藩邸が、長屋門の残る現在の崇広小学校にあった。現在残る陣屋跡は、1818 年の焼失後再建されたもので、盛時の 5 分の 1、表御殿の部分とされている。大手通の西端に大手門があり、その脇に現在大歳神社境内に位置する太鼓櫓が位置した。その北に並行する小路が北中小路、この西端、古市場との境となる木の根橋の東側にも門があったとされている。大手と直交する二つの小路は、東が上小路、西が中小路、中小路の南端にも門があった。この三つの門に囲まれた区域が侍屋敷跡で小路の両側には藩士の邸宅が並んでいた。現在大手にある建勲神社は、藩侯の邸内に祀っていたものである。中小路の西側の大手と三叉路で結ぶ小路が西小路、この西小路と東小路の南端は枳形となり、中小路の南門あたりで結ばれている。複雑な街区の出入り口の構成や大手入り口部への織田神社の配置等は、城下町特有のものであり、街角の格子戸や土塀のたたずまいだけでなく、柏原特有の小路のスケールそのものが 6m 街路には無い独特の歴史的風情を創り出している。

■佐治

京・大阪と山陰を結ぶ古代山陰街道の宿駅として栄えた。但馬、播磨二国の分岐点として古来から物資が集まり、佐治市場と称し、氷上郡内屈指の商業町を形成した。往古より小島氏と称する豪族が興り、足利時代には、足立氏や荻野、本庄氏の根拠地となり、内籐氏等、常に但馬方面からの侵略を受けた歴史と成っている。明治には家畜市場を設けて発展し、製糸業の隆盛と共に郡内一の賑わいを呈した。現在も商店街を形成している商家の街並みは、取り囲む緑の山稜をアイストップに平入り中二階家屋に妻入り町屋が混在し、一階は改装された所が多いが、街道筋の瓦屋根のたたずまいは、宿場町の面影をよく伝えている。

その他の歴史的な町（「歴史的な町の区域」に指定していないもの）

■黒井

福知山街道の要衝地に当たり、足利氏の初期より黒井城下として知られる丹波で最も古い城下町であり、宮津の魚市で知られる商業の町である。古くは春日部郷と船城郷に属し、古墳も散在するように古来から開けた土地柄であり、式内社の兵主神社も位置している。中生から、市がたち商業が盛んに行われた。

萩野氏や赤井両氏の古城跡として知られる黒井城は、別名猪口城、保築城、保月城と称し、赤井直正の大改修と共にほぼ現在の地割が行われ、城主の下館であった興禅寺を中心とした城下町として形成された。黒井城陥落後一次衰退したが、亀山藩の領するところとなり、城下の地割を活かし福知山街道に沿った商業の町として活況を呈し、今日の平入り町屋の商家の街並みに結びついている。七間濠と高石垣で知られる興禅寺は、近衛屋敷とも呼ばれ、関白近衛前久が隠棲した場所であり、また徳川家光の乳母春日の局の出生地として知られ、戦国時代から始まった黒井踊りと共に城下町としての創り出されてきた文化史跡が数多く伝えられている。近世には氷上郡唯一の魚市場も開かれた氷上郡東部の中心地は、黒井城下町としての基盤整備が大きく寄与したものであり、現在もその東西南北の地割を土台に市街地形成されている。

■成松

葛野川と佐治川に挟まれた成松は、但馬街道に沿い、中世物資の流通とともに町場化してきたところで、古来から甲賀山を目印に物資の集散地として三・八の日に市が開かれ、氷上郡一の商業地として発展してきた。河川沿いの小丘である甲賀山の南に形成された成松は、但馬街道沿いの南北の街村を母体に低地の安定に伴い東の西中へと町場化された。北の甲賀山によって佐治川の流水から守られる形で町場が形成されており、川沿い集落と同様の南に開いた空間構成となっている。条理の地割を踏まえて形成された東西南北の街路によって街区が構成され、旧但馬街道沿い一帯には、今も摂丹型の妻入り商家群が軒を連ねている。町内毎に設けられた地藏堂とともに三丹一といわれる愛宕祭りのハレの風情は、白壁の妻入り商家群によって演出されているとも言える。

なお、市部集落の加古川沿いには、霞堤が築かれ、流域低地の成松を水害から守る伝統的普請が継承されている。

■谷川

鎌倉以降、明智勢に代わるまでほぼ一貫して久下氏によって統治されたため、久下村と称する。かつては上久下村と共に栗作郷を形成したところで、その主邑たる谷川は、文字通り篠山川の谷筋でありながら、複数の谷襲が会う「出合地」であり、京街道と播磨街道及び柏原に至る道の分岐点として街道の形成と共に商業町として発展した。明治後も阪鶴鉄道の谷川駅設置にともない物資の集散拠点として市街地化が進行したところである。江戸期には織田上野介信包の領地であったが、織田肥後守のとき陣屋を構え、商業町として発展した。現在は、伝統的な町屋等の商家等あまり見られず、住宅市街地主体のたたずまいとなっている。

■和田

古来の沼貴郷にあたり、中世の和田庄として知られる。但馬街道に沿った要衝の地として中世後期から市場の町として栄え、近世には、整備された播磨街道にも沿った商業町や宿場町として発達した。和田村の名称は、戦国期の1524年、和田日向守齊頼が、北方の山上に岩屋城を築き、牧山川北の市場村を現在の地へ移住させ、出生地である信州の地名にちなみ和田と称したことに始まる。江戸期には、織田上野介信包の領地となり、1682年知行地とした水野忠増が鶴牧藩の陣屋を設けたことにより、近世の宿場町として発展した。旧街道に沿った比較的間口のゆったりとした平入りと妻入りの町屋が約2.0kmにわたって点在し、並行して整備された県道上小成松中線によって静寂な両側町のたたずまいを伝えている。

なお、集落の位置する旧沼貴郷の牧山川流域は、段丘状の微高地となり、耕地の大部分は畑地であり、桑栽培が盛んに行われ、養蚕や栗、柑橘類の生産が多い。古くから文人墨客が多く訪れ、和田八景などとして知られる。

集落の構造

丹波の農村集落は、山陰と京の都を結ぶ旧街道に沿って形成された街道村と、農耕社会の成熟に伴い形成された山裾集落、川沿い集落、平地集落、散居集落に分類できる。

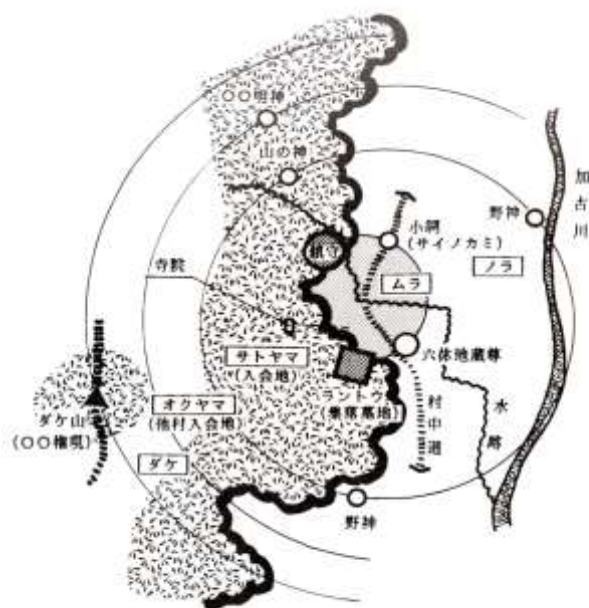
氷上低地の農村集落は、大半が、本流である佐治川（加古川）及び竹田川を中心とした集約的土地利用により形成された山裾集落である。

篠山盆地の農村集落は特に街道村が卓越しており、これに、ほぼ平坦な農地、屏風状に連なる山並み、そして山裾集落を加えた田園風景は、丹波独自ののどかで豊かな日本の原風景を想起させてくれる。

1) 農村集落のコスモロジー

丹波における農村集落の信仰空間は、流域によってまた集落タイプによって異なるが、概括的には次図のように模式化できる。集落の出入口にはサイノ神、あるいは六体地藏尊（氷上町北部から青垣町では不動明王が加わり七体となっている）が置かれている。これらは、辻の常夜灯、道標、野辺に位置する野神、山辺に位置する山の神とともに、集落の『結界』を視覚化するものである。

また、集落中央には総堂や半鐘塔が位置する。特に丹波では集落毎に必ず半鐘塔が設けられているのが特徴的である。



農村の信仰空間の構成模式図（コスモロジー）

2) 山裾集落

丹波の農村集落の一般的、代表的な形態が山裾集落である。幹線道路から分岐した村中道に沿って、山稜に抱かれるような形で山裾に位置している。

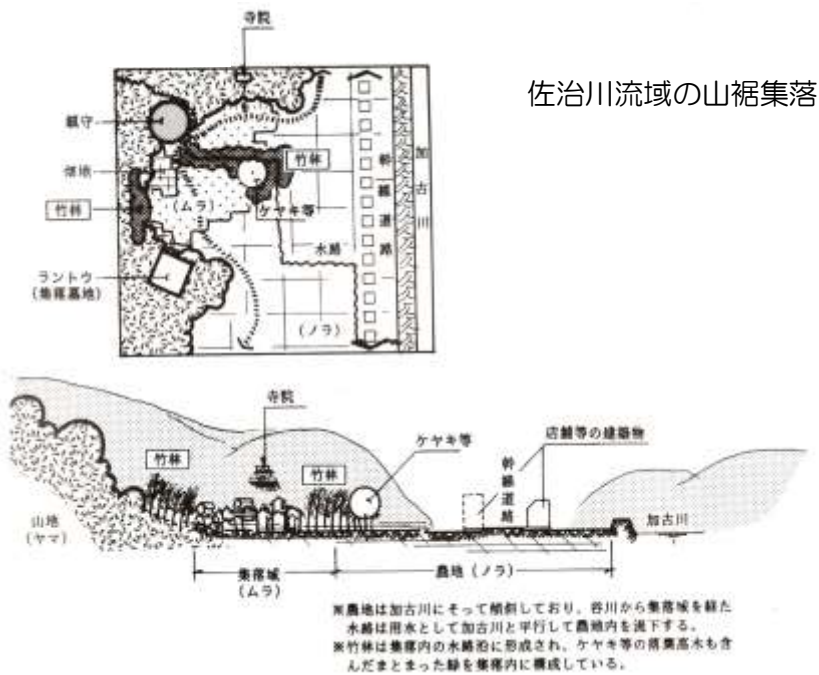
佐治川流域の山裾集落では、谷川の取水口には鎮守や寺院が位置し、集落内の水路にはケヤキの大木が点在するうっそうとした竹林が繁っている。また、氷上町北部から青垣町、春日町、市島町にかけては、城郭を思わせるような大きな寺院が山の高台に石垣を築き、端山に位置す

るラントウと呼ばれる共同墓地とともに、集落を一望する格好の視点場となっている。

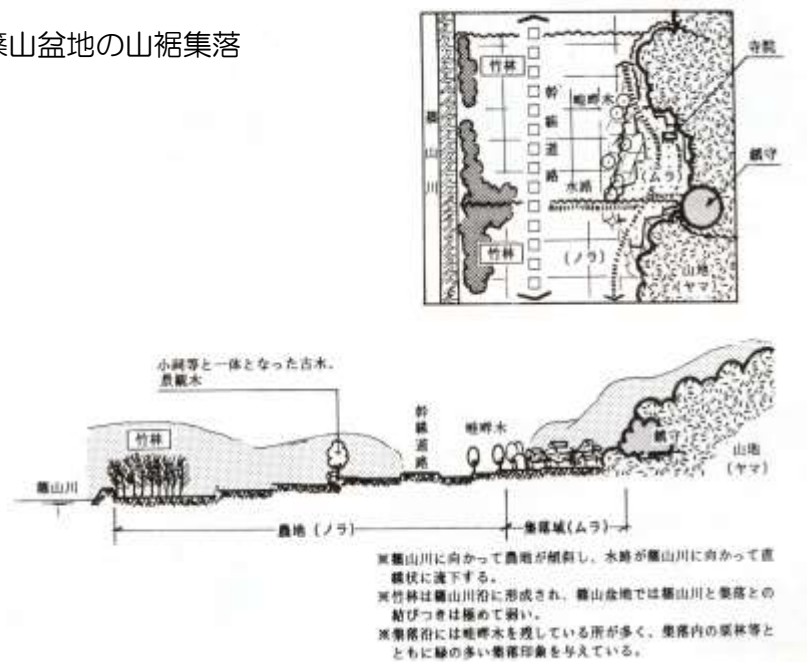
竹田川流域の山裾集落は、河岸段丘上に位置している場合が多く、また巡礼街道に沿った街道村と村中道を有する山裾集落が一体化して集落形成しているところも見られる。本川（竹田川）沿いに位置する総社や山裾の寺院とともに特徴的な集落構造となっている。

佐治川、加古川流域とも、播磨等と比べると塊村性は低く、集落の間に農地が点在し、山際には栗林やカキノキ林が等が設けられているところが多い。ゆったりと落ちついた純農村的なたたづまいである。

篠山川流域の山裾集落の特徴は、ほぼ佐治川流域と同じであるが、どちらかという塊村性がより低く、一層農地や栗林が集落内に散在分布する傾向が強い。また、洪水から集落を守る竹林は集落内にはほとんど見られず、街道村や篠山川沿いにまとまった竹林が見られるのが特徴的である。



篠山盆地の山裾集落

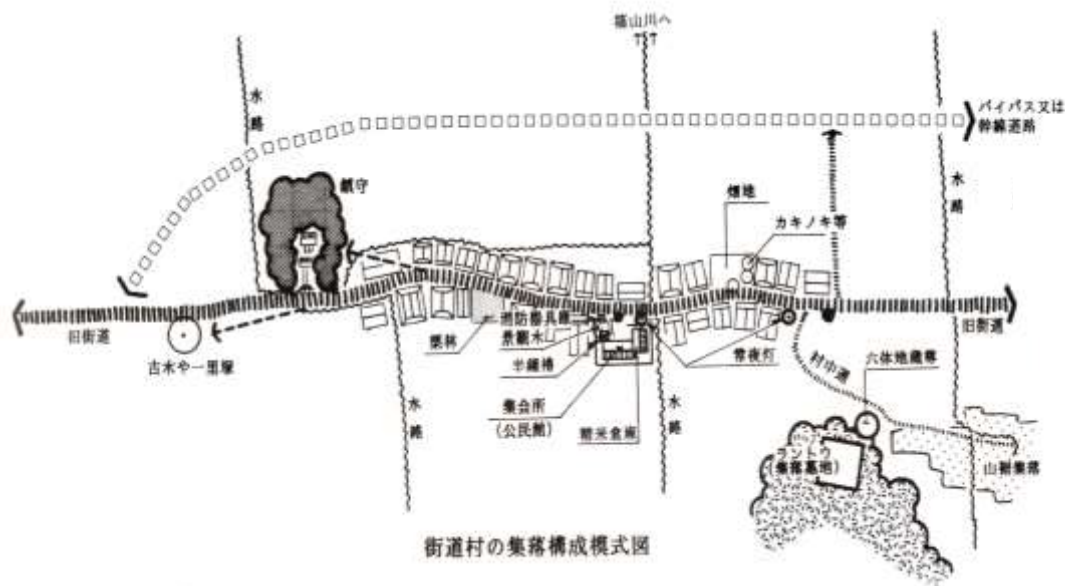


3) 街道村

篠山盆地では、山陰旧街道等に沿って立地する街道村が特徴的である。旧街道の両側に妻入りの家屋がびっしりと並び連なる家屋群は丹波から三田方面に共通する特徴で、今も中二階の切妻棧瓦の屋根や鉄板葺き、茅葺きの農家が点在し、間口も比較的広く、どっしりとした重厚感あるたたずまいを見せている。

街道村の家屋は、旧街道に面して両側に連なっているだけで、一步奥に入れば、畑地や栗畑等の農地となっている。さらに水路を境として圃場整備された広い農地が広がっている。この集落と水路に挟まれた農地は、現在も圃場整備されたものが少なく、カキノキやクリノキの畦畔木の並木が見られ、水路沿いの竹林を含めて緑豊かな集落環境を呈している。

旧街道はゆるやかに蛇行し、集落の鎮守や古木等の緑が前面に立ちはだかるように配置されている（アイストップ）。また、公共施設がひとつの広場型ユニットとなって集落の中央に位置している。山際の集落墓地からは街道村の家並み景観を一望することができる。



4) 川沿い集落

丹波では、本川に接する集落は、わずかに本郷、稲継、成松、佐治、大谷、西芦田（いずれも佐治川沿い）に限られる。

このうち、佐治、成松は宿場町として栄えた大集落である（「丹波の歴町」の項で詳述）。どちらも河川近くに突き出した尾根や山稜の下流側に位置しており、水害を避けるような形で集落が形成されている。本郷と稲継は、近世、加古川の舟運の終着点として栄えた所であり、江戸時代初期に船着き場や船泊りとして計画的に造られた港町である。集落北側（上流側）に土盛りをして鎮守を配している。大谷は河岸段丘の高台に位置し、西芦田も河岸段丘の微高地にある。

このように、丹波の川沿い集落からは、洪水等から集落を守るような空間構造を読みとることができる。

5) 散居集落

篠山市の宮田川流域や春日町の野瀬、山南町の阿草等の谷合いの棚田状の斜面には散居集落が見られる。盆地のような平坦地ではなく、土地がある程度の傾斜を有しているため、集落が谷筋全体にわたって分布しているもので、その傾斜を巧みに生かして農地と家屋が立地している。このため、一軒一軒の屋敷の独立性が高く、長屋門のような土蔵や間垣、生垣等で囲まれている家屋が多い。また、圃場整備されているところは少なく、より一層地形と調和した集落景観を呈している。

丹波に適した樹木（改訂版（平成16年12月））

樹高	代表的在来種		花木		その他	
	常緑	落葉	常緑	落葉	常緑	落葉
15m 以上	モミ★ カヤ★ ウラジロガシ★ アカマツ★ クスノキ★	コナラ★ アベマキ★ ハンノキ エノキ★ カツラ★ クヌギ★ ケヤキ★ ミズナラ★ ムクノキ★	タイサンボク★	ホオノキ★		イチョウ★ エンジュ★ シナノキ★
10m 以上	コジイ★ クロガネモチ★ アラカシ シキミ サカキ	ウリハダカエデ★ クマシデ クリ★		ヤマボウシ★ サクラ類★ フサアカシア★	シラカシ★ ヤマモモ★	シダレヤナギ★ ユリノキ★
6m 以上	リョウブ ヤブツバキ	アズキナシ ウワミズザクラ★ ウリカエデ センダン★ アオハダ ソヨゴ アカシデ★	モチノキ（実）	ネムノキ★ アカメガシワ コブシ★ サルスベリ★ サンシュユ ナナカマド★ ハナミズキ★ タムシバ★ ブラシノキ★ モクレン★ ナツツバキ★	イスノキ ベニカナメモチ	アキニレ★
6m 未満	ウバメガシ アセビ アオキ	エゴノキ★ クロモジ サワフタギ ネジキ	カンツバキ★	オオヤマレンゲ シデコブシ マンサク リキュウバイ	ネズミモチ	

★：景観木(シンボルツリー)に適した樹木

このガイドラインは、「丹波らしさ研究会」に参画いただいた委員の皆さんからご教示、ご示唆をいただきながら取りまとめたものです。また、丹波地域ビジョン委員会、兵庫県宅地建物取引業協会三田支部及び西脇支部、各市町の土地利用委員会、農業委員会、自治会などの皆さんからも多くの貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

丹波らしさ研究会 委員名簿と開催状況

氏名	職名等
中瀬 勲	(財)丹波の森協会丹波の森研究所長 ※会長
角野幸博	武庫川女子大学生活環境学部教授
三輪康一	神戸大学工学部建設学科助教授
野崎瑠美	(株)遊空間工房、兵庫県建築士会理事
稲井千秋	篠山市篠山商工会副会長、篠山市建築組合長
打田恒夫	丹波木の家研究所打田設計企画
細見典行	(株)細見工務店
高橋直喜	氷上・篠山住宅メーカー協議会
坂東隆弘	たんばぐみ代表
石田寿雄	篠山市都市計画審議会会長
上山彰一	氷上町都市計画審議会委員
安井 宏	(財)丹波の森協会専務理事
中西 肇	篠山市政策部長
足立 元	青垣町助役
佐藤哲也	兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課長
上原正裕	兵庫県県土整備部まちづくり局開発指導室長
吉村正夫	兵庫県丹波県民局県土整備部参事（まちづくり担当）

- 第1回研究会 平成14年7月25日(木) 丹波の森公苑
 第2回研究会 平成14年9月24日(火) 丹南健康福祉センター
 第3回研究会 平成14年12月10日(火) 丹波の森公苑
 第4回研究会 平成15年3月20日(木) 丹南健康福祉センター

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見は……

兵庫県丹波県民局県土整備部
 まちづくり課 Tel. 0795-73-3860
 建築課 Tel. 0795-73-3862